

地主的的地方銀行の性格と機能

——愛知県稲沢銀行の分析——

澁谷隆一

一、序

二、稲沢銀行の性格と機能

(一)地主的性格とその内容

(二)資本と寄生地主制への対応

(三)恐慌と農業危機の重奏下における

性格と機能の変化

戦時体制下における性格と機能

三、結語

一、序

戦前、戦後を通じて、我が国資本主義の構造的特質に関する多くの示唆に富む諸労作が発表されている。しかしこれら諸労作のなかには、同じ栄養源に立脚する資本と地主的土地所有の相互連関についての具体的な研究が極めて少く、いまだに多くの場合、かつて封建論争において講座派の諸先学が指摘した、「日本資本主義の基礎規定としての半封建的土地所有制」という抽象的な規定を、そのまま踏襲している。それ故、一体資本主義の発展の諸段階において、資本と地主的土地所有の相互連関、つまり共棲関係が如何なる態様をとり、それが如何に変化するのかが必ずしも明らかにされていないと思われるのである。だが最近ようやく、農地改革後の地主制の分析に絡んで独占資本・地

主による農民の具体的な収奪機構が問題となり、従来の抽象的研究から具体的かつ実証的研究への歩みがみられるにいたつた。

本稿は、この研究の一端として、資本と地主的土地所有の共根關係を直接のかつティピカルに体现する地主的的地方銀行を対象とし、その一事例として愛知県(1)の稲沢銀行についての史的考察をなしつつ、以上の問題への接近を試みた。

ところで、地主的的地方銀行に関する研究は從來殆どなされなかつたといつても過言ではない。(1)そこで本論に入る前に、予め我が国の信用制度の特質と、その信用制度の一環として編み込まれた地主的的地方銀行の位置とを概観して置く。

我が国の信用制度は、先進資本主義諸国のそれとは著しく異つた性格をもつてゐる。先進資本主義諸国の信用制度は、産業資本の自生的發展に伴う商業信用Ⅱ「信用の本来的基礎」(2)の拡大と、産業資本と利子生み資本の「古風な形態」(3)たる高利資本との強力な斗争（利子生み資本Ⅱ「信用制度の基礎」(4)の産業資本への従属）を経て生成されるのを常とする。(5)我が国においては、徳川封建制の妥協的解消によつて生れた明治絶対主義国家が、國際的諸条件に規定され、未成熟な資本主義的諸關係を急速に發展させねばならないことから、産業資本と商業・高利資本との妥協・譲歩の形をとり、信用制度を生産過程に対し顛倒的に構築したのである。いま明治二年六月に発足した為替会社、及びその失敗後五年一月に設立をみた國立銀行の例をみれば明らかなく、旧幕時代の御用為替方であつた三井・小野・島田などの商業・高利資本と市島に代表される隷農地主などの貨幣蓄積を動員し、出資せしめ、これに貸下金、銀行券の發行權、及び官金出納などの諸特權を附与した。これは政府の地主的の高利資本への依存、譲歩を示すものとして、

最も鮮明に我が国信用制度の特質をあらわしている。更に九年には国立銀行条令を改正し、設立資本金の大きな引下げと武士の金祿公債による出資を許すや地方における国立銀行の設立が相次ぎ、一二年には一五三行を数えた。また九年の三井銀行を嚆矢とする私立銀行の設立は、国立銀行の設立が制限された一二年以降、急速に増大していった。これは地方豪商・豪農を中心とし、なおかつ資本制生産關係に適應して富を築かんとする封建武士團をも金國的に包摂して、これに依存しつつ急速な資本主義的諸關係を發展せしめようとする政府の強い要請によるものであつた。

かくて自生的な資本主義的諸關係の發展の軌道に沿うことなく、高利資本との強力な斗争を放棄した我が国信用制度は、封建的土壤を基調とする封建的信用体制と近代的信用機構との密接な相互連関をうちに含みつつ、本源的蓄積過程を終え、産業資本と寄生地主制の創出をみた三〇年代には、すでに国立銀行の廃止、普通銀行への移行が完了し、ここに確立をみるにいたつた。

ここに確立をみた信用制度は、実は頂点に三井・住友・鴻池などの政府の保護育成を受けつつ肥大した少数の財閥銀行を擁し、その従属下に二重三重の環を経て、最末端には地主・商人・高利資本を合体して生れた無數の、零細な、そして泡沫的な地主的地方銀行とからなつてゐる。この地主的地方銀行こそ我が国資本主義の基礎・發展の踏み台としての地主的土地所有を基調とし、同時に産業資本に接合する、いわば資本と地主的土地所有の共棲關係を直接のかつてイビカルに体现する銀行なのである。

註(一)

この種の研究を直接取上げたものとして、井上晴丸「資本と土地所有」(農業発達史調査会編『日本農業発達史』第四卷第二篇第一章第二節)のみがある。その他部分的に觸れたもののうち主要なものを列挙すれば左のごとくである。

榎並起夫『本邦地方銀行論』(大正一三年)。

木村恒夫『銀行其の他金融業の発達』(『日本資本主義発達史講座』収、昭和八年)。

松本貞雄『日本銀行の成立過程』（慶応義塾経済史学会編『明治初期経済史研究』第二部所収論文、昭和一三年）。

白井規矩雄『日本の金融機関』（昭和一四年）。

井上晴丸『日本協同組合論』（昭和二四年）。

野口尚『国立銀行の成立と発展』（農業発達史調査会『調査編集月報』五卷二、一二号、六卷一、二号、昭和二九年～三〇年）。

(2) マルクス『資本論』長谷部訳 日評版、十分冊 一二七頁。

(3) マルクス『同書』五二一頁。

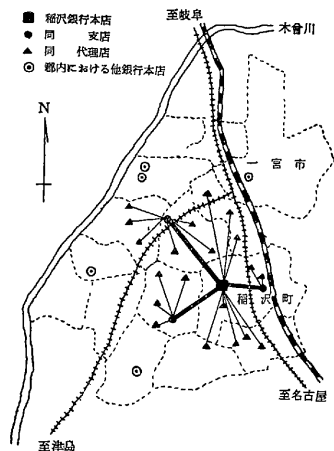
(4) マルクス『同書』五五〇頁。

(5) 「どの国をとつて見ても銀行の初期の歴史は、ブルジョアジーと高利貸業者との闘争の、そして後者の新たな諸關係への適応の歴史である。どの国をとつて見ても、銀行の歴史は、資本主義的生産様式に適応した形態の利子付資本としての貨幣資本の発生の歴史である。……フランスの信用制度の創立の端緒は、中央発券銀行たるフランス銀行 Banque de France が創立された前世紀の初頭に求めることができる。この貸付資本の確立もまた前世紀の五十年代まで続き、執拗な闘争の結果達成されたものであつた。フランス革命の口火をなした中央発券銀行をめぐる闘争は、利子付き資本がいかにして資本主義的再生産様式に順応したか、いかにブルジョアジーが中世的諸形態との闘争の武器を銀行に見出したか、いかに諸關係の破壊が貸付資本の発生を伴つたかの包みかくすところのない説明として役立つ。……現在の銀行中の最古参、殆ど二五〇年間も生存してゐる「縫針街の老夫婦」 The Old Lady of Threadneedle Street イングランド銀行の歴史は、極めて興味があると共に教訓に富んでいる。その歴史は、その発生前に當つては自己の發展を阻害していた中世の残存物に対する勝ち誇つた産業資本の闘争手段たるに過ぎなかつたが、更に發展するや産業資本に対立する独立の範疇に転化したところの貸付資本の歴史に外ならない。イングランド銀行の歴史は、イギリス銀行業の歴史と共に、貸付資本が自己を確立するための、全産業資本に対抗して自己を結集するための闘争、即ち貸付資本と産業資本との利害の矛盾を基礎とし、この矛盾をおお保持した儘での両資本の癒着をもつて終るところの闘争の歴史である」（トラハテンベルグ『現代の信用と信用組織』川崎巳三郎訳 一五二～四頁）。

二、稲沢銀行の性格と機能

ここに地主的な地方銀行の一つの事例としてとり挙げた稲沢銀行は、明治三三年愛知県中島郡の大地主Y家（大正一三年現在土地所有五一町歩。農林省「五〇町歩以上地主の調査」一族を中心に、郡内地主層の蓄積貨幣を糾合して設立した資本金一五万円、払込資本金三七、五〇〇円の極めて零細な銀行で、点滅絶え間ないこれら地方銀行群のうちでも終戦直前まで命脈を保ちえた銀行の一つである。

この銀行の置かれた経済的条件について概観すれば、第一図に示した如く、名古屋市の北西約一五軒、一宮市の南方約五軒の地点にある中島郡の中心地稲沢町に本店を置き、これを頂点として郡内七カ町村に三つの支店及び二〇の代理店をピラミッド型に配置している。この中島郡の特徴は、名古屋及び一宮両市の近郊農村地帯として商品作物が早くから農業に導入された（明治期にはすでに棉・藍が入っており、大正期には大根・養蚕が盛んであり、昭和期には蔬菜が積極的に栽培された）いわゆる農業の先進地帯であり、同時にすでに幕末頃から軽工業園（大正末



第1図 本店・支店・代理店の配置(明治40年前後)

年までは絹織物、昭和以降毛織物）に属し、尾張機業地帯の南限をなしている。このように農工業の交流地帯ではあるが、農業の占める比重は極めて高い。愛知県統計書によれば、中島郡の総戸数と農家戸数（カッポ内）は、明治四四年、大正一四年、昭和一〇年にはそれぞれ二三、三一三戸（一六、四九六戸）、一七、五五〇戸（一三、八八六戸）、一九、七四三戸（一三、一五七戸）で、農業戸数は約七割となつてゐる。稻沢銀行は、かかる経済的条件の下に、地主的土地所有と密接な連関をもつのである。

以下稻沢銀行の性格と機能との史的考察をなすに当り、問題の所在を明確にするため、次のような順序で問題の展開をなしたことを附言しておく。すなわちまずこの銀行の機能を規制する性格を、銀行設立当初の資本形成の側面から求め、然る後に経済的下部構造の発展過程に照応する性格と機能の変化を主に資金運用の分析によつて検討したということである。

(一) 地主的性格とその内容

いうまでもなく銀行は「貨幣資本の現実の貸手と借手との媒介者として……貸付可能な貨幣資本を自己の手に大量的に集中し、かくして個々の貨幣貸手の代りにすべての貨幣貸手の代表者として産業的および商業的資本家たちに対応する」のである。⁽¹⁾ 貸付可能な貨幣資本、つまりここでの銀行資本は、自己資本（出資金・積立金）と他人資本（貯金）とからなる。

稻沢銀行の性格を知るために、銀行資本の特質についてみよう。

まず出資金についてみれば、それはY家一族を中心に、稻沢町内中・小地主及び郡内地主層（二〇九名（明治三三年）

によつて醸出され、その総株数は三、〇〇〇、出資総額は三七、五〇〇円である。これら株主のうち役員になりうる資格者は、定款によれば次のごとくである。

第二六条 当銀行は總會に於て満二五才以上の男子にして、五〇株以上を所有する株主中より取締役五名以内、監査役参名以内を以て選任す。但し得票同数なるときは年長者を挙げ、同年者なるときは抽籤を以て定む。

資料の制約上、役員になりうる五〇株以上の大口株主の土地所有、職業及び銀行の役職のみについてみる。第一表から次のことがいえる。第一に、五〇株以上の大口株主の土地所有、株数は一、九七四株で、総株数三、〇〇〇のうち六五・八%の過半数を占め、なおそのうち×印を附したY家一族の持株数は、合計一、〇三五株で、総株数の三四・五%を占め、この銀行の実質的な支配権を握つてゐる。第二に、これら大口株主は、大凡五町歩以上の寄生地主であると共に農村に基盤を置く味噌商、米穀・肥料商、あい商、並びに金銭貸付を営む前期的な商人・高利貸であつた。従つて出資金の多くは、地主・商人・高利貸の三位一体的に蓄積運用された資金の集合体であつたといえよう。第三に、役員は定款による有資格者のうち必ずしも持株数の多寡によつて決まらず、稲沢町内の最も有力な地主と、この銀行の第二の拠点（支店所在地）である荻原町の地主を選出

第1表 50株以上株主の土地所有・職業・役職

	株式所有	土地所有	職 業	(創立より明治45年銀行役職)
× Y・I	640	51	地主, 綿商, 金貸	頭 取
× Y・B	187	12	〃, 肥料	監査役
× M・T	165	5	〃, 肥料	取締役
T・G	150	5	〃, 肥料	取締役
× Y・T	108	12	〃, 味噌	監査役
T・S	106	4	〃, あい商	
× Y・M	104	83	〃, 油商, 銀行	
T・K	101	3	〃, あい商	
× Y・H	100	59	〃, 金貸	監査役
× O・K	82	12	〃, 文房具	
I・K	80	5	〃, 旅館	取締役
H・S	51	4	〃, 苗木商	
H・H	50	12	〃	
I	50	5	〃	

註. 1. ×印はY家一族を示す。

2. 土地所有のうち、Y・I, M・K, H・Mは農林省「50町歩以上地主の調査」(大正13年)他は大正末年現在でのききとりによる。

している。このことは當時にあつては、出資者及び他人資本の提供者に対する銀行自体の信用力が、銀行を代表する役員層の土地所有とそれに基く名望とにかかつていたことを意味する。かくて銀行役員の如何は、資本形成の有力役な槓杆の役割を果すものであつたといえよう。

同様なことが支店長及び代理店主についてもいえるの
で、ここで附言しておきたい。第二表をみよ。郡内七カ
町村に配置された支店及び代理店には、その所在地点の
有力な地主であるといわれ、かつ当時の村長、郡会議員
及び郡会参事などの役職をもつ名望家をその長に据え、
役員によつて示された銀行自体の信用力をその地点にお
いて補い、以てより広汎な貸付可能な貨幣資本との連繫
を可能にしている。

次に、以上のような役員の土地所有に基いて連繋が可能にされた他人資本の蒐集組織とその機能を問題にしよう。他人資本は、本店及びそれを頂点としてピラミッド型に配置された支店及び代理店によつて蒐集される。始めに最先端に置かれた代理店についてみよう。代理店には、本店及び支店の貯蓄部に属し、受信業務のみ行つて

第2表 稲沢銀行の支店及び代理店

[illegible]

いる。いま頭取と代理店主との契約のうち主要な部分を摘記すれば左のごとくである。

契約書

第一条 代理店に於ては左に掲げる預金を取扱うものとす

一、普通貯金

二、据置貯金

三、定期積金

四、定期預り金又は公共団体又は産業組合の金銭出納事務の取扱、又公共団体又は産業組合よりの要求払預り金

第二条 代理店に於ては前条預金を為さんとする者あるときは予め送付し置き、場所の預金通帳又は預金証書を預け人に交付する

第三条 代理店に於て取扱たる預け金は預け入れの都度報告書に記載し置き現在金員と共に確実に保管し、決して使用することを得ず

さてこの貯蓄部では、「一銭以上の金は何程にても預る」という零細な貯金を取扱う。これは特に零細な農民の貨幣を吸引するのに効果があつた。代理店所在地附近の地主及び農民は、その地方の最も有力な代理店主に絶大な信頼を寄せ、安心して貯金する。代理店に集められた貯金は、本店或は支店に吸上げられる。支店では、代理店と異なり、或る程度の経営上の自主性が与

地主的な地方銀行の性格と機能

第3表 支店における貯蓄部貯金の普通部貯金への流用比率、及び本支店間の資金貸借比率

	貯蓄部貯金 (A)	普通部への流用額 (B)	流用率 (B/A)	諸貯金総額 (C)	資金運用額	本の店貸 (D)	と借 (E)	貸借比率 (D/C)
	円	円	%	円	円		円	%
明治 34 年	7,571	7,571	100	46,724	48,274	(-)	1,713	
36	11,552	11,552	100	76,505	81,201	(-)	4,652	
38	12,009	12,009	100	86,106	83,376	(+)	3,550	4.1
40	17,799	17,799	100	159,796	145,787	(+)	12,408	7.8
42	26,359	26,359	100	197,695	81,070	(+)	121,421	61.4
44	42,364	42,364	100	234,421	104,361	(+)	131,412	56.1

註. 明治40年迄は荻原支店のみ、それ以後は稻沢東支店、井堀支店を加う。

地主的地方銀行の性格と機能

えられてゐる。しかし極めて限られた範囲内においてである。例えば受信業務のうち貯金利息の取極めは、本店で行われたし、授信業務では予め本店での決済を必要としていた。第三表をみよ。各支店自体の或は代理店から吸上げた貯蓄部貯金は、全額普通部へ流用される。ここで普通部貯金と合体された貯金は、支店において直接に運用されるか或は本店貸の名目で本店へ吸上げられる。支店が設立された当初は、本店より経営費の補給を受けていたが、採算が合うにいたつた明治三八年頃からは、逆に本店への吸上げが増加しており、特に四二年以降になると五〇%以上となり、逆に支店自体の資金運用は減少を示す。ここに代理店及び支店の主要機能は受信にあつて授信にはないといえる。換言すれば、支店及び代理店は、貯金吸い上げのポンプの機能を果たしたのである。

かくて本店に蒐集された他人資本は、如何なる特質をもつてゐるであろうか。それは次の二点にあらわれている。第一に、貯金総額に占める地主を含めた農業者貯金の比率が極めて高いことである。第四表によれば、明治三四年における農業者の貯金口数は、総口数の八五・九%、貯金額では、貯金総額の七九・〇%を占めて

第4表 稲沢銀行貯蓄部（明治34～大正9年）及び愛知貯蓄銀行貯金（大正11年以降）に占める農業者貯金比率

	貯 金 総 額		農 業 者 貯 金		貯金総額に対する 農業者貯金比率	
	口 数	金 額	口 数	金 額	口 数	金 額
		円		円	%	%
明治 34 年	4,791	41,870	4,116	33,078	85.9	79.0
38	6,843	78,865	6,171	65,273	90.2	82.8
42	8,230	120,166	7,570	102,175	92.0	85.0
大正 2	11,056	157,763	10,234	129,374	92.6	82.0
6	15,200	428,769	13,560	355,628	89.2	82.9
9	16,567	431,499	13,753	333,023	83.0	77.2
14	21,711	2,210,246	18,242	1,724,033	84.0	78.0
昭和 3	22,441	2,028,160	18,715	1,397,866	83.4	68.9
5	23,345	2,069,623	19,529	1,448,877	83.7	70.0

註. 稲沢銀行及び愛知貯蓄銀行事業成績書より作成。

貯金総額は、農業者、商業者、工業者の貯金よりなるが、この農業者貯金とは、いかなる範囲の人々を含むかは明確でない。

いる。その後この比率は、大した変化を示さず大正六年には、口数八九・二％、貯金額八二・九％となり若干の増率を示す。両年の実数についてみれば、口数では四、七九一口から一五、二〇〇口に約三倍強、貯金額では四万一千余円から四二万八千余円に約一〇倍強の飛躍的な増加を示した。ここに稲沢銀行の他人資本（貯金）が、如何に地主を含めた農業者に強く依存していたかをみることができるのである。第二に、貯金額に占める定期性貯金の比率が極めて高いことである。第五表によれば、当座性貯金は、大正中期にいたるまでほぼ貯金総額の五％以内であり、逆に定期性貯金は、その大部分を占めている。ここで若しも当座性貯金を産業資本家の準備金であるといえるならば、この銀行の産業資本との結合の稀薄さを示し、逆に利殖性貯金への強い依存を示すのである。以上の二つの特徴から他人資本は、地主・商人・高利貸の三位一体的に蓄積運用された利殖的な貨幣資本と、商品・貨幣経済に捲込まれ自らも小商品生産の担い手として再生産のための留保資金を「空つぽの胃の腑から」⁽²⁾はき出さねばならぬ農民の貯金との、定期性貯金とから主に構成されているといえよう。

以上のごとく銀行資本は、この銀行の置かれた経済的条件に規制されて、自己資本にみられた地主・商人・高利資本の合体と、銀行役員、支店長及び代理店主のもつ土地所有と名望とを横杆に糾合された他人資本とからなっている。かかる地主的土地所有を基調として形成された銀行資本が、利子生み資本として一方において産業資本に、他方において地主的土地所有を基抵とする寄生地主制に対応することこそ、稲沢銀行の性格を土地所有者的或は地主的た

第5表 当座定期貯金別比率

	貯金総額	当座性貯金比率	定期性貯金比率
	千円	%	%
明治34年	199	1.8	98.2
38	305	1.2	98.8
42	539	1.8	98.2
大正 2	714	3.1	96.9
6	1,389	4.2	95.8
9	3,342	3.2	96.8
14	5,263	25.9	74.1
昭和 5	6,129	9.9	91.1
9	5,028	10.6	89.4
11	5,068	11.8	88.2
15	25,141	16.9	83.1

註、『稲沢銀行事業成績書』より作成。

らしめているのである。⁽³⁾この性格は、設立から東海銀行に合併される昭和二〇年にいたるまで次第に弱められつつも持ち続けられる。次に性格と機能の変化を銀行資金の運用の面から検討することにしよう。

註(1) マルクス『前掲書』長谷部訳 日評版、十分冊、一三一頁。

(2) カウツキー『農業問題』岩波文庫版(上) 一九三頁。

(3) 「古代社会や、封建社会のばあいのように、農業が重きなしている……〔ところでは〕……工業とその組織でさえ、工業に照応する諸形態でさえ、多かれ少かれ、土地所有者の性格をおびている」。(マルクス『経済学批判』宮川実訳、二七三頁)。

(二) 資本と寄生地主制への対応

前述したごとくこの銀行は、資本と地主的土地所有の共棲関係を直接的かつティピカルに体现している。従つてこの銀行の資金運用面での機能は、資本と地主的土地所有との両側面への対応として把握することが必要である。このような視点に立つてこの銀行における機能の変化をみると次の三時期に分けることができる。この時期区分を裏付ける指標は、資金運用比率、職業別貸付金比率及び担保別貸付金比率の諸表である。

第六表により資金運用比率をみれば、設立当初には、ほぼ貸付金、預け金及び手形割引が三〇%ずつで、残りを有価証券投資に振向けていたが、相次ぐ恐慌を経て大正中期以降になると、当座貸越と手形割引が急減し、これに代つて今迄少かつた有価証券投資が目立つて増加してきた。すなわち大正九年三九・二%、一四年六三・三%となり、他の項目の資金運用に比してより高い比重を示すにいたつた。また職業別貸付比率を第七表によりみると、大正五年における貸付金総額のうち地主を含めた農業者への貸付は、六七・六%で極めて高い貸付金比率を示したが、同一五年

第6表 資金運用比率

地主的
地方銀行の
性格と機能

	資金運用 総額	貸 付		預ヶ金	割引 手形	有 価 証 券			現金
		貸付金	当座 貸越			公債	社債	株式	
明治 34 年	千円 241	% 16.3	% 15.4	% 31.0	% 29.3	% 6.1	% 0	% 0	% 1.9
38	374	16.3	13.2	28.2	23.5	7.8	9.7	0	1.3
42	642	8.2	10.8	29.0	22.3	6.8	18.3	2.7	1.9
大正 2	862	19.3	6.4	27.1	18.7	5.0	17.2	4.4	1.9
6	1,542	19.8	1.2	39.8	1.6	15.1	18.7	2.7	1.1
9	3,689	30.3	6.1	13.4	7.8	28.3	10.9	2.2	1.0
14	4,180	17.4	8.4	5.3	0.6	7.5	55.8	2.9	1.9
昭和 5	7,078	33.7	4.9	7.5	0.2	16.3	34.9	1.1	1.3
9	5,941	27.2	3.2	4.0	0.1	28.9	30.8	3.6	2.2
11	6,984	13.7	1.9	3.3	0.1	51.9	21.3	5.1	2.7
15	2,701	20.4	1.5	11.4	0.9	33.1	25.2	4.0	3.5

註・『稻沢銀行事業成績書』より作成。

第7表 職業別貸付比率及び担保別貸付状況（大正15年のみ）

		貸付金総額	商 業	工 業	農 業	電 力 交 通	其の他
大 正 5 年		千円 257	% 17.9	% 14.7	% 67.6	% 0	% 0
15		3,221	15.4	7.5	5.3	0	71.8
担 保 、 別 貸 付	田 畑	千円 124	千円 37	千円 3	千円 65	千円 0	千円 19
	工場敷地建物	33	0	33	0	0	0
	其の他建物	55	7	15	9	0	24
	有 価 証 券	1,707	131	100	97	0	1,389
	商 品	21	0	21	0	0	0
	保 証	1,268	331	67	0	0	870
	信 用	13	1	3	0	0	9
計		3,221	497	242	171	0	2,311
昭 和 9 年		千円 1,528	% 1.4	% 7.0	% 7.7	% 26.4	% 57.5

註. 1. 大正5年は4月30日現在、中島郡役所への提出資料。同15年は12月31日現在、庶務雑件綴より。昭和9年は4月30日現在、大蔵省監査の際の提出資料。

2. 「其の他」とは金融関係、地主的諸会社、産業組合などへの貸付を含む。

第8表 担保別貸付金比率

		貸付金額	国債	社債	株式	土地建物	信用	地主的 地方銀行の 性格と機能
		円	%	%	%	%	%	
(イ) 本店								
明治 34 年		66,465	3.7	2.9	10.1	29.7	53.6	
36		79,028	2.4	0.2	15.8	72.0	9.6	
38		81,485	4.3	0.6	10.2	69.7	15.3	
40		91,136	6.3	1.2	28.1	57.1	7.3	
42		90,300	2.9	1.4	32.4	55.8	7.5	
44		108,305	1.4	10.5	29.4	56.2	2.5	
(ロ) 支店								
明治 34 年		3,186	0	0	42.5	51.7	5.8	
36		27,267	0	0	9.2	88.5	2.3	
38		28,957	8.2	0.4	5.9	78.9	6.6	
40		35,620	2.2	2.2	5.6	65.3	24.7	
42		31,549	5.4	1.1	4.5	81.6	7.4	
44		54,208	1.5	0.2	8.7	84.9	4.1	

註. 『稻沢銀行事業成績書』より作成。

第9表 担保別貸付比率及び担保物件評価額に対する貸付額比率

	大 正 14 年			昭 和 7 年		
	担保物件 評価額(A)	貸付額(B)	B/A	担保物件 評価額(A)	貸付額(B)	B/A
国債 (貸付総額に対する比率)	円 3,639	円 2,511 0.1%	% 69.0	円 24,768	円 4,764 0.3%	% 19.1
社債	266,613	212,857 6.9%	79.8	45,733	38,657 2.7%	84.5
株式	2,813,582	2,085,045 68.0%	74.1	441,420	215,626 14.9%	48.9
商品	90,381	49,400 1.6%	54.7	0	0 0%	0
土地・建物	501,592	217,062 7.0%	43.3	1,285,554	437,191 30.3%	34.0
保証	471,326	471,326 15.4%	100.0	441,387	441,387 30.6%	100.0
信用	29,405	29,405 1.0%	100.0	116,001	116,001 8.0%	100.0
貯金証書	0	0 0%	0	223,465	189,959 13.2%	85.0
計	4,176,539	3,067,648 100%	73.5	2,578,529	1,443,588 100%	56.0

註. 『稻沢銀行事業成績書』より作成。

五・三%、昭和九年七・七%に急減し、これに代つて「その他」の項目に含められるユール・マネー、地主的諸会社などへの貸付けが急増している。また担保別貸付金比率を第八表と第九表によつてみれば、明治末期までの土地・建物担保貸付比率は本店においてほぼ五〇%以上、支店になるとこれより高くほぼ七〇%以上を占め、最も有力な担保物件であることをよく示しているが、大正一四年と昭和七年には、その比率はそれぞれ七・〇%、三〇・三%に減少している。その上、土地・建物担保物件評価額に対する貸付額比率は、大正一四年の四三・三%、昭和七年三四・四%であるが、年を越ればより高くなつていると想像される。ともあれここでは、国債をのぞく他の担保物件評価額に対する貸付額比率より低くなつてゐる。昭和一〇年前後になると、有価証券投資のうちでも国債投資の比重が高まり社債に代位する。昭和一一年には、資金運用総額の五一・九%を占めるにいたつた(第六表参照)。そのみではない。後述するごとく社債のうちでも政府保証社債の比率が高くなつてゐる。以上のことから、大正中期及び昭和一〇年前後を二つの転機として資金運用に大きな変化があつたと思われるのである。そこで設立より大正中期までを第一期、大正中期より昭和一〇年前後までを第二期、それ以降東海銀行に合併されるまでを第三期とし、この銀行の資本と地主的土地所有への対応の変化をみることにしよう。

その前に予め次の前提をおく必要がある。すなわちこの銀行は、その置かれた経済的条件に基く投資地盤の狭隘性からより多くの資金を設立当初より財閥銀行に支えられながら資本に輪租したといふことである。地主的土地所有を基砦とする寄生地主制への対応は、土地・建物を担保としうる地主への貸付が主であるが、それは資金回流の長期性と土地評価に手間と費用をくい、かつ担保物件の市場性が稀薄であることから制約されざるをえなかつたのである。従つて銀行資本の形成の点では強く地主的土地所有に依存するが、銀行資金の運用の点ではより強く資本に依存して

いるということである。

第一期 この期の資金運用のもつ特徴は次の点にある。すなわち資本への対応は、脆弱なこの銀行の経営を支えるために、設立当初から名古屋に拠点をもつ地方財閥、つまり中京財閥の⁽¹⁾一つである紅葉屋財閥とその機関銀行である明治銀行に従属して地方財閥強化の一翼を担い、寄生地主制への対応は資金運用が制約されるとはいえここに根を張る銀行として、これを充実させるために振向けられたということである。

さて資本への対応は直接的には手形割引と貸付、間接的には他銀行への預け金と有価証券投資とに分けられる。これら直接・間接的な対応は、紅葉屋財閥とその機関銀行である明治銀行への従属によつて効果的に果される。従属の必要性は次の二点にあつた。第一に、この銀行が設立される以前からすでに我が国では金融恐慌を経験したが、それは年を遂て激しさを加えていつた。ここにおいてまず脆弱な経営を維持するためには日銀に口座をもち、恐慌時には直ちに救済資金を受入れうる名古屋銀行集会所の加盟銀行に支えを求めねばならなかつた。第二に、銀行資金を安全かつ効果的に運用するため、取引先諸企業の経営内容についての情報を入手したり、その他種々の経営指導を受け、また資金の運用を直接に委ねうる大銀行を必要としていた。明治銀行はこの二つの条件を充分にもつていた。何となればこの銀行は明治三〇年代にはすでに払込資本金一二〇万円で当時にあつては有力な銀行であつたし、また名古屋手形交換所及び名古屋銀行集会所の加盟銀行であると共に、そのうちでも愛知・名古屋両銀行と並び指導的な立場にあつた。加うるにこの銀行は地主的な性格を濃厚にもつ中京財閥の機関銀行として、地方門閥Y家の機関銀行である稲沢銀行と同類の、しかも大型の銀行であつたからである。更につけ加えれば三九年には国債引受シンジケート銀行団に加わり、我が国における一大銀行の一つに列ねられるにいたつたのである。このことは稲沢銀行のみならず中

京地区の市中銀行を含めた地方群小銀行（地方門閥の機関銀行）を、これら三大銀行（中京財閥の機関銀行）の従属下におく要因であつた。⁽³⁾

ここで明治銀行と稲沢銀行との従属関係の二、三の例を挙げることにする。創立当初にあつては、特にこの関係は稲沢銀行の支店がそうであつたように密接であり、かつ温情的であつた。明治三四年度中の貸付金総額のうち紅葉屋財閥への貸付は八六・六％の高い比率を示している。預け金は第一〇表に示したごとく、三年には六一・六％となつてゐる。なおまた手形割引は、紅葉屋財閥傘下の名岐鉄道のものが多かつた。紅葉屋財閥及び明治銀行に資金運用を強く依存した稲沢銀行は、同時に明治銀行からの経営指導を受けつつ、他の資本企業にも対応する。手形割引は名岐鉄道のものだけを、当地方の紡績手形を優良手形として優遇していた。ところが明治四〇

年、大正三年と相次ぐ恐慌は、投機的、泡沫的な群小企業を倒産に導き、これらの手形割引を手控えさせるにいたつた。預け金は明治銀行の定期預け金と他のコレスボンデンス先銀行の為替決済のための預け金とからなる。この銀行のコレスボンデンス先銀行は、明治三四年一七行、四〇年四六行、大正六年八五行に増加している。これらは県外では主に市中銀行、県内では市中銀行を含めた多くの地方群小銀行である。コレス契約は親銀行名を附して、換言すれば明治銀行に保証されて結ばれる。ところでこの預け金は稲沢銀行取扱いの遠隔地向け手形が少い上に、利子が比較的に高いから、実は有効な預け金利息かせぎの手段となつたのである。しかし少額ずつ分散して預けられたこの預

第10表 明治及び第一銀行への預け金比率

	預け金 総額	明治 銀行	第一 銀行	その他 銀行	信託
	円	%	%	%	%
明治33年	1,567	61.6	0	38.4	0
大正 9年	738,519	20.6	0	79.4	0
昭和 5年	545,879	0.1	36.5	8.4	55.0
9年	397,511	1.2	51.4	20.4	37.0

註．明治33年は年間預け金に対する利息より算出。大正9年は、11月30日現在、中島郡役所への提出資料。昭和5年は、4月30日現在、日銀名古屋支店への提出資料。同9年は、5月5日現在、日銀名古屋支店への提出資料。

ケ金は、相次ぐ恐慌によるコレスボンデンス先銀行の破産によつて危険な状態におかれた。預ケ金の減少は、かかる危険を回避するためのものであつた。最後に有価証券投資について触れよう。有価証券のうちでも明治三七年まで皆無であつた社債が三八年の「担保附社債信託法」の公布とそれに伴う社債発行の一般化につれ漸次増加した。大正二年には資金運用総額の一七・八%であつたが六年には三六・五%に増大し、当座貸越と手形割引の減少に代位するにいたつた。ここに早くも社債発行の可能な大企業への依存をみることができるのである。

次にこの銀行自体の地盤を充実させるための寄生地主制への対応についてみよう。それは主に貸付と当座貸越とによつてなされる。この期における農業者への貸付が、商・工業者より多いことはすでにみたところである（第七表参照）。ここでの農業者への貸付けは、当座貸越の契約を結ぶ際に、貸付限度千円に見合う担保物件を若しも土地とすればあい二町歩を担保にするのを常としていたことに基いて、貸付を受けうる層も二町歩以上の土地所有者、つまり一部の上層農家を含む地主層に限られていた。それゆゑ中・下層農家はその埒外に置かれることはいうまでもない。この前提に立つて稲沢銀行の寄生地主制への対応をみれば次の三つの態様を示す。その第一は、個々の地主の起業資金と土地購入資金に対する貸付けである。資料の制約上多くはききとりによつたが、地主への貸付は殆ど土地担保、つまり小作料取得権を銀行に提供してなされる（第八・九表参照）。土地購入資金の借入は大正初期までで止り、その後は有価証券購入と起業資金のための借入れが多くなつたといわれる。第二には、地主的土地所有それ自体の充実をもたらしところの地主的事業たる耕地整理に対する貸付けがある。これは所要資金が莫大であり、かつまた長期的であるため市中銀行であれば当然不良貸付として回避されるところであるが、地主的地方銀行はこれに背を向けてしまうことはできない。とはいえ勿論地主的な地方銀行によつてのみこれを賄うことは不可能なことである。そこで絶対主義

の基盤を支えるという大局的見地の下に、国家資金をバックにもつ勸銀からの長期かつ多額な低利資金が導入される。耕地整理地区に経営拠点をもつ地主的な地方銀行は、これを補充すべく短期なしかも低利な資金の貸付けをうけもつ。いま蘇東耕地整理組合の借入金を用機別にみれば、第一一表のごとくである。勸銀からの借入金は、借入金総額五〇万一千余円のうち三三万六千余円で約六七％を占め、残りを耕地整理地区に地盤をもつ起・祖父江・稻沢の三銀行が、ほぼ年八分の低利で、貸付期間約一年の短期な貸付を行つてゐる。耕地整理の結果を、『蘇東耕地整理組合事業沿革及び成績概要』によれば、耕地整理の前後では次のごとき純収益の増加と地価騰貴を齎らした。すなわち一反歩につき、田の純収益は、被害田三円五七銭、一毛作田八円四三銭、二毛作田九円七八銭が一九円二〇銭、畑では一〇円五一銭が一八円三二銭、桑畑三四円二〇銭が三七円二〇銭と増加した。地価は、被害田一〇〇円〜二八〇円、直接被害なき田三一〇円が平均四〇〇円、畑二九〇円が三八〇円、宅地は三八〇円が五〇〇円と騰貴した。（補註）蘇東耕地整理組合は、中島郡起町大字三条に事務所を置き、大和村・今伊勢村・奥町・起町・荻原町・朝日村・明治村・祖父江町の八カ町村並に一宮市を区域とし、関係反別一、九五五町歩、組合員三、九七七八を有する大組合であつた。）

地主的な地方銀行の性格と機能

第11表 蘇東耕地整理組合における借入金状況

	日本勸業銀行	起銀行	祖父江銀行	稻沢銀行	愛知銀行	個 人
	円	円	円	円	円	円
組合成立前	100,000	35,000	0	0	0	0
明治42年度	0	20,000	10,000	10,000	0	0
43	55,440	0	8,000	20,000	0	10,000
44	57,600	0	0	0	0	0
45	24,330	21,000	15,000	10,000	0	0
大正 2	55,400	0	0	0	0	0
5	43,900	0	0	0	6,000	0
借入金合計	336,670	76,000	33,000	40,000	6,000	10,000

註、『蘇東耕地整理組合事業沿革及び成績概要』による。

ここに明らかなごとく、この銀行は土地改良後の純収益の増加とそれに伴う地価騰貴を側面から援助し、以つて寄生地主制の充実のために貢献をなした。同時にそれは地主的土地所有に信用力の基礎を置く稲沢銀行の充実・強化をも意味している。以上の二点が旧来の収奪体制への貢献であるとすれば、第三の対応は、資本主義の成長に伴う流通機構の拡大の中で最高度に経済的機能を果そうとする地主の商業活動への貢献である。すなわち商人地主への貸付がそれである。第一二表をみよ。肥料・米穀・切干・桑苗などの集荷資金を彼等に与え、商業活動による譲渡利潤の搾出を助けた。以上、第一期における資本と寄生地主制への対応についてみてきた。ここでは地方財閥に支えられながら直接・間接に産業資本へ資金の輪租機能を果し、同時に寄生地主制を充実させるための資金の還元機能をも果したといえる。

註(一) 樋口弘『日本財閥論』によれば、中京財閥の性格を次のごとく評している。

「既に徳川時代の中期、尾張名古屋は宗春の藩主時代、城下町の礎を脱して絢爛たる独特の都市文化を有していた。江戸、大阪にも匹敵する商業組織が完備し、両替商こそ東西両都の如く発展する条件を欠いたが、商工業は封建時代の城下町としては、日本全体何れにもなき完璧に近き迄に発達し、それらの豪商は又藩の御用で新田の開発に努めることによつて、その風貌を一層変つた大きなものにしていった。現在中京に於ける代表的財閥である伊藤財閥は、「いとう呉服店」として、岡谷財閥は、「笹惣金物店」として、何れも徳川前期より発展して来た商業資本である。彼等は「清洲越しの旧家」といわれ、藩主に随いて清洲城から名古屋へ腰を据えた御用商人の一群であり、その旧き家系を誇っている。この前垂れ掛け商人の態度、新田開発の大地主としての気風は、今日でもその儘、中京財閥の中に持越されている。……個々の財閥は商業資本としての地盤に立ち、更に新田開発——その稍近代

第12表 業態別貸付状況

		肥料	米出廻	切干	桑苗	鶏卵
		円	円	円	円	円
大正	3年	10,000	20,000	60,000	4,000	60,000
	4	40,000	20,000	25,000	4,000	70,000
	5	50,000	20,000	45,000	5,000	70,000
	6	50,000	20,000	55,000	10,000	70,000
	7	70,000	20,000	40,000	7,000	80,000

註。日銀名古屋支店への提出資料による。

化した方法をとった開拓、土地事業——に支柱を見出しつつ、ゆるやかな結合点を中京財閥諸企業の上に求めている。……伊藤・岡谷・瀧・神野らの前資本主義的形態を残す商業資本が互に門閥網を張りめぐらせて、資本を交流し、出資しあつて、愛知・名古屋（明治は昭和七年に破産したが、これもその一つであつた……筆者）の両銀行を擁し、各種の近代的企业を經營して産業資本にまで発展したものである」（『前掲書』一〇五—一六頁）。

なおついでながら若干中京財閥について觸れよう。事業内容を示せば下図のごとくである。

この表示によれば、次の三点が地方財閥の性格であるといえよう。第一に、諸企業の支配範囲は中京地区に限られている。第二に、いまだ前期的商業資本の色彩が強く、しかも持株会社の主要業務の中に土地事業が含まれ、そしてまた各財閥の土地所有は愛知県下においては有数の地位を占めている。ここに地方財閥の濃厚な地主的或は土地所有者の性格をみる。このことは財閥としての停滞性を意味する。第三に、産業資本のコンツェルンの支配は極めて弱い。

(2) 瀧本誠一、向井庶松『日本産業資料大系』第九卷八七七頁。

(3) 愛知・名古屋・明治の三大銀行は、中京銀行界の盟主的な地方銀行の性格と機能

中 京 財 閥 の 事 業 内 容

	土地 所有	直 轄・直 系 会 社				
		土地・有 価証券 (持株会社)	農水産業	商 業	工 業	金 融
紅葉屋財閥	町 1,343	神宮殖産	神野新田土地、神野新田養魚		東洋ゴム加工、アサヒ蓄音器	(明治銀行)
伊 藤	355	伊藤産業合名	朝日興業、山東葉煙草	松 阪 屋 屋 栄	三綿商店、誠工舎、山東葉煙草	伊 藤 銀 行
岡 谷	180	岡谷保産合資		岡谷商店(金物)、岡谷染物店		
瀧	60	瀧定合名、瀧兵商店			野上式織機、愛知織物、帝國經糸織物	
中京財閥の 共 同 事 業					名古屋製陶、愛知時計、織物、昭和織物	銀行、生命、信託、愛知、名古屋、中央、中日

- 註. 1. 土地所有は農林省『50町歩以上地主の調査』（大正13年）による。
2. 直轄・直系会社は樋口弘『日本財閥論』（昭和15年）による。

主として君臨し、他の諸銀行の多くはこの支配下に置かれた。ここでは金融恐慌の際の主導的役割に關する二三の例を挙げよう。

例(イ) 明治三四年の恐慌に際して、「名古屋における組合銀行は相倚つて協議の結果、豊橋方面の恐慌が若し当地方に波及した場合は、相互に救済し合うべき事を決議し、同時に日本銀行名古屋支店も救済を発表し、愛知県当局は告諭を發して人心の鎮靜に努めた」(大沢吉五郎『愛知銀行四十六年史』六一頁)。

例(ロ) 明治四〇年の恐慌に際して「小栗銀行が休業寸前に追込まれたのをみたわが愛知・名古屋・明治の三銀行は所謂三角同盟を形成し、一旦緩急の場合は相互に援助すべきを盟い、更にこの援助を金城、水野兩行に及ぼすべき誓約をした」(『前掲書』九九頁)。

例(ハ) 大正一二年七月、尾三銀行が休業に入つたとき次の看板がかけられたという。「日本銀行は進んで愛知・明治・名古屋・村瀬の四銀行と協議を遂げ、当行支払資金の供給を快諾せられたるに就き御安心を乞う」(『前掲書』一九一頁)。

(三) 恐慌と農業危機の重奏下における性格と機能の變化

第二期への橋渡しは、大正初期にすでに端緒的に現われた小作爭議と、次第に激しさを加えつつあつた恐慌との重奏のうちに準備された。すなわち稲沢銀行が、資本と地主的土地所有の共棲關係を直接的かつティビカルに体现していることから、我が国資本主義の特殊構造に根ざす矛盾、つまり資本主義のもつ基本的矛盾の発現形態たる恐慌と、資本主義の基柢として深く編み込まれ、その一環としての封建制の矛盾の現象たる農業危機との影響を集中的に受けるのである。ここに稲沢銀行の脆弱性の基礎がある。またそれは、この銀行の性格と機能を変化させる根柢でもある。

まず恐慌の影響について触れよう。第一三表により中島郡に本店をもつ諸銀行の設立、及び廢業・合併状態をみれ

ば、明治四〇年代までに生れた銀行は六を数えた。これらの銀行のうち五行は、大正二年の山田銀行の廃業を皮切りに、一〇年までに關係企業の破産や重役の使い込みによつて経営の持統が困難となり、廃業または市中銀行に合併している。そして健全な経営を堅持しえた稲沢銀行のみが残るにいたつた。

いま一宮銀行の廃業状況を例にとれば、「大正二年に發覚、当時取締役であり支配人であつた佐分利慎一郎が七拾六万円てふ巨額の金を横領費消した」⁽¹⁾ことに始まり、その整理後再建を図つたが、翌三年の恐慌に見舞われ遂に五

年に廃業の止むなきにいたつた。大正三年の恐慌は、尾西織物業地帯を一大不振に陥らせる強烈なものであつたといわれている。⁽²⁾恐慌後は歐洲大戰による好景氣が続き、稲沢銀行の尾西・北地帯の機業資本への貸付けは著しく増

大した。日銀名古屋支店への報告書によれば、大正三年度二五万円、五年度三七万円、七年度七五万円となつてゐる。しかし歐洲大戰が終り、大正九年

を迎えるや早くも戦後恐慌が訪れ、これによつて尾西・北地帯の機業は決定的な打撃を蒙り休業するものが続出した。当時の状態は次のごとくであつた。

「歐洲大戰後の影響を受けて殆ど天井知らずの活況を謳歌して居た尾西北地方の織物業も大戦終局と共に漸次悪化の兆候を示し、大正八年一二月頃からチロチロと不景氣風が吹き初め大正九年四月に到つて忽ちにして戦後財界の反動期とも云うべき財界大動亂、金融大梗塞という声が一般事業界を風靡し、株の下落に次で綿糸の大暴落を來たしたので織物業忽ちにしてガラガラビ

第13表 中島郡における諸銀行の設立及び廃業・合併状態

	本店所在地	設 立	廃業・合併 年 度	廃業及び合併 別
一 宮 銀 行	一 宮 町	明治14年	大正 5年	廢 業
起	起 町	43	8	明治へ合併
（起 商 業）	〃	27	明治43	合併起銀
（尾張織物）	〃	27	43	行新立
祖父江	祖父江町	28	大正 7	廢 業
日光川倉庫	平 和 村	29	10	〃
山田(個人)	?	31	2	〃
稻 沢	稻 沢 町	33	昭和20	東海へ合併

註. 寺沢鉄治『銀行発達史』(昭和28年). より抽出・作成。

ンシャンの運命に遭い不振の聲は至る所に絶叫せらるるに到つた。一宮町・今伊勢町・大和村・荻原町方面の機業家で組織せる東部機業組合員は大正九年四月十一日……種々協議を凝らした結果、第一に生産調節、市価維持策として当分休業を為す事、第二に相場の下落到比例して織工賃の値下げを断行する事(工賃七拾銭内外のものを四拾銭内外に値下げする方針)。第三に現時の如き金融界の梗塞状態では事業経営上非常なる苦痛を感じつつある為、機關銀行に対し救済の意味に於て努めて金融上緩和の途を図つて貰う事の建議案を、近く開かるべき尾西織物同業組合評議員会へ提出することを決めた。続いて中島郡起町・奥町地方の機業家に於ても生産調節の名の下に休業を申合せを為し救済策を講ずるに到つた。⁽³⁾このような激しい恐慌により織物の生産は著しく減少した。『中島郡制史』掲載の資料によつて生産指数の動きをみれば、大正七年を一〇〇として、絹織物では八年二〇八%、九年一四七%、綿織物は八三%、八四%、輸出向織物は一五二%、六八%といずれも顕著な減率を示した。郡内機業と密接な關係にあつた稻沢銀行は、勿論その影響を回避することはできない筈であるが、後述するごとく中尾銀行同盟の力によつて危うく難をまぬがれえた。しかし大正一二年七月尾三銀行の取付けに端を発した金融恐慌は、かつてない金融界の混乱を惹き起した。今迄安泰を誇つた愛知・名古屋・明治の三銀行も、その多くの支店が取付けに遭い、恐慌に対する脆さを露呈した。先述するごとく、稻沢銀行の経営は、親銀行である明治銀行に強く依拠していたのであるから、この事実によつて強いショックを受けたに違いない。

次に小作争議の状態について触れよう。当地方の小作争議は、すでに強固な寄生地主制と、明治末期から養蚕を中心に広範な発展をみた農民的小商品生産との矛盾をうちにはらんでいたが、明治四五年の降雹、大正元年の暴風、二年の旱天による相次ぐ不作を契機に発現し、累年その激しさを加えていつた。『愛知県農地史』によれば、中島郡に

おける小作爭議の件数は、大正六年二件、七年三件、一〇年には三四件となつてゐる。特に一〇年秋に始まる小作爭議は、大洪水による不作を直接の契機として起き、今迄にかつてない広汎なそして激しいものであつた。當時の模様を『起町誌』は次のごとく語つてゐる。「當時大字宮田は田年貢一反歩に對し米一石一斗より一石三斗二升、畑年貢八斗八升より一石一斗であつたが、小作者七十二名は永久三割減を要求し、地主側六名之に應ぜず、翌十二年五月七日現在に於ける大字宮田の返還土地は、田畑合計三拾六町歩余に上り、地主は未整理地の為一部分は自作し、他は放棄し、小作者は他の小地主及自身の土地を配分して耕し、青年の多くは名古屋方面其の他へ出稼した。斯くて大正一三年には播種期も経過し、正に挿秧期も切迫したので見るに忍びず町長始め有力者数名調停に立ち、従来の掟米を永久一割三分減免し、大正十二年に限り田植期を失した為田七割減、畑六割減桑園四割減として解決した。尙此後に於ても大正十三年、十五年、昭和九年、十二年等の凶作期にそれぞれ減額を示した。⁽⁴⁾かかる状態は、ただ起町のみならず郡内全般にわたるものであつた(郡内朝日村については、農業総合研究所近刊の高橋・白川編『農地改革と地主制』を参照されたい)。その結果中島郡における平均小作料は、『愛知県統計書』によれば、大正一〇年をピークとして下り、大正一四年にはほぼ田一割五分から一割七分減、畑五分減となつた。そして當時の地価は、「千円三反」といわれる程低くなつた。この小作爭議の激化を背景に、郡内地主層の土地売却が大正五年頃から始められる。県統計書によれば、大正四年には、五〇一〇町歩土地所有二七戸、一〇〇五〇町歩七二戸、五〇町歩以上四戸であつたが、六年にはそれぞれ一三四戸、六〇戸、三戸に減少し、更に一四年には一一五戸、三八戸、二戸となり、大正六年のほぼ半分に減少した。小作爭議による寄生地主制の凋落は、ここに明らかとなつたが、それは同時に地主的土地所有に銀行自体の信用力を置く稻沢銀行の弱化を意味するものであつた。

以上のごとき恐慌と農業危機の重奏下に、稲沢銀行の性格と機能は変化を余儀なくされるのである。この変化は、銀行の本来的にもつ地主的性格の弱まりを近代性の附加によつて新たに補充し、その上一方において外国為替業への進出と国内産業資本をコンツェルンの支配することによつて、我が国資本主義に確固たる地位を築き上げた巨大財閥の機関銀行に支えられながら、同時に他方において寄生地主制の脆弱化を補強するにいたつたことである。

註(1) 一宮市編『一宮市史』、八八頁。

(2) 『同書』、九一頁。

(3) 『同書』、九一―九二頁。

(4) 中島郡起町役場編『起町史』(上)、五五、一頁。

(5) 「普通銀行の擡頭及び大銀行の進出の直接的誘因は、之を対外的及び対内的に分つて観ることが出来る。就中貿易金融は當時における重要な動因を成したものであつた。蓄し大戦以前に於けるわが国の貿易金融は、主として正金銀行によつて取扱われていた。然るに大戦期に入つてからは正金銀行を以てしては到底賄い兼ねる情勢であつた。台湾、朝鮮等の特殊銀行及び三菱、住友、第百、三井〔後に問題とする第一銀行も勿論含まれる……筆者〕等の有力普通銀行が外国為替業務に進出するに至つたのは、即ちこの時であつた。……国内的部面においては、産業の発展に従ひ、その経営規模の著しく拡大され……経営規模の拡大は商工業の需要・運転する資金の単位をも大量化せざるを得なかつた。……わが国の普通銀行は極めて小規模で、かかる産業界の情勢に相応じなかつたことは、何人にも容易に認め得る所であつた。茲に銀行合同並に大銀行成立の経済的舞台が展開されたのである」(金融研究令編『わが国における銀行合同の大勢』三六―三八頁)。

第二期

この期における稲沢銀行の資本と寄生地主制への対応関係を分析する前に、自衛措置についてみておこう。それは次の三点にみられる。第一は、中尾銀行同盟を結成したことである。今迄各銀行間では、他人資本の蒐集のための支店・代理店の増設、高い貯金利息の附与、景品付貯金、集金人の派遣など絶え間ない闘争が繰り返されてきた。その結果脆弱な土台の上に不相応な経営費がかさみ、この不健全な要素は一旦恐慌が起きると直ちに暴露し展

屢破産の原因となつた。そこで、中島郡と西春日井郡に存在する諸銀行が相倚り、貯金利息その他経営上の協定をなし、以て経営の安全を図ることを本旨として、大正七年一二月に中尾銀行同盟を結成するにいたつた。⁽¹⁾その定款を示せば左のごとくである。

第一条 本組合を中尾銀行同盟と称す

第二条 本組合は其預金利率を別紙の如く協定す

第三条 同盟銀行は營業上に付互に協力熟議し、協定事項を厳守し、各々自重発展を謀るを目的とす

第四条 同盟銀行は互に親睦を旨とし礼節を重んじ苟も他行を中傷する如き不徳義なる行為ゆるすべからざる事

第五条 協定したる利率を確守すべきは勿論妄に預金蒐集を目的として秘密に高率を以て預入する如き行為は断じて為すべからざる事

第六条 同盟銀行中組合全部の協定を要する場合は速かに通知参集の上協議する事

第七条 本組合には幹部二名を置き同盟に付き必要なる事務を司り一面同盟銀行中本規約の違背なき様監督する事

第八条 同盟銀行中本規約の違背者を発見したる者は速に全部に発表協議し、其違反者をして相当の責に任せしむる事
加盟銀行名 明治銀行 枇杷島支店

村瀬銀行 枇杷島支店、西春日井支店、稲沢支店

稲沢銀行 本店及び支店

清洲銀行 本店及び支店

(協定貯金利息は省略)

いま恐慌に対処して中尾銀行同盟のとつた措置の一例を挙げれば、大正九年春に起きた当地織物界の恐慌に先立ち、一宮市を中心とする尾北銀行同盟とともに、現行の諸手形割引期間を八〇日から六〇日に短縮し、その影響を金融引締め的手段によつて防除せんとした。かかる措置は、全く新しい経営の主体性、つまり近代性を確保したものであつた。というのは、従来であれば諸群小銀行が群小企業のいわゆる機関銀行として旧い情実関係の下に繋がれ、それと運命を共にすることが多かつたからである。

自衛措置の第二は大正九年の払込資本金の増加、つまり増資にみられる。増資は次の二つの意義をもつていた。まず稲沢銀行が、市中大銀行のごとく、「資本の増加により……その安全をおびやかすことなく、ますます大規模に銀行資本を産業資本に転化する⁽²⁾」という条件を欠き、更に恐慌の脅威を真向からうける銀行として恐慌時の貯金払戻しに対する予備金を確保することに強い意義があつたと思われるのである。いま一つは、先述せるところく寄生地主制が強固であつた時には、銀行自体の信用力が、役員、支店長及び代理店主の土地所有に求められえたが、しかしすでに土地所有そのものが弱められた当時にあつては、払込資本金の多寡が銀行の信用力をより強く表示することになり、そして以前のそれを補うにいたつたのである。換言すれば、増資によつて地主的性格の弱まりを補うにいたつたといふことである。ここに近代性のいま一つの附加がある。増資の担い手は、すでに土地売却を始め、土地所有に根強く腰を据えつつも金利生活者の側面を強めた、地主層であつたことはいふまでもない。第一四表をみよ。大正九年の増資によつて出資金額は三三五、〇〇〇円、株主数は大正六年より四五名の増加をみた。増資に伴い定款の変更がなされ、役員になりうる資格者は、五〇株以上の株主より二〇〇株以上の株主に引き上げられた。二〇〇株以上の大口株主は、株主名簿によればほぼ従来の五〇株以上の株主が横すべりしている。また五〇〜二〇〇株所有者は新規の出資

者と従来五〇株以下の株主の増株したものとからなる。五〇株以下の者の数は殆ど変りがない。それ故増資の主要な担い手は勿論二〇〇株以上の大口株主であつた。そして彼等は出資総額の約六〇%をにぎり、Y家一族の支配権を支えている。そしてその周りに、五〇株以上の出資者がとり巻いている。かくて稲沢銀行の増資は、出資能力の高い地主層の金利生活者の側面を助長する場を提供し、同時に経営の脆弱性を補強したのである。

自衛措置の第三は、稲沢銀行が他人資本との連繋を確保するための措置として、愛知貯蓄銀行と産業組合とをその下縁に結びつけたことである。始めに愛知貯蓄銀行についてみよう。この貯蓄銀行は、大正一〇年に施行された貯蓄銀行法の改正に沿つて従来の稲沢銀行貯蓄部が独立したものである。外面的には一個の株式会社として独立の装をもつ愛知貯蓄銀行は、実は次にみるごとく全く稲沢銀行の隷屬下におかれている。まず両行の人的關係をみると殆ど同一の役員が兼務していること。次に本店・支店及び代理店が稲沢銀行のそれに共住していること。更に両行の密接な資金關係をみても明らかである。第一五表をみよ。払込資本金のうち稲沢銀行とY家一族のものは、設立より昭和一〇年前後までは約

地主的な地方銀行の性格と機能

第14表 持株階層別株式所有

	払込資本金	総計		500株以上		200株以上		50株以上		50株未満	
		株主数	株数	株主数	株数	株主数	株数	株主数	株数	株主数	株数
大正 6年	37,500	204	3,000	0	0	2	647	13	1,334	189	1,019
	362,500	249	20,000	10	10,449	10	2,807	43	3,734	186	3,010
	362,500	314	20,000	7	8,656	13	3,777	38	3,673	256	3,894
昭和 5,	362,500	312	20,000	8	8,733	17	4,477	28	2,714	259	4,076
	362,500	325	20,000	9	9,378	14	3,729	31	2,859	271	4,034
	362,500	324	20,000	8	8,910	12	3,251	38	3,726	266	4,113
	702,500	359	20,000	8	8,335	14	3,721	36	3,419	301	4,525

註。銀行役員になりうる有資格は、大正9年の増資以前は50株以上、以後は200株以上となる。

五〇%を占めている。また貯金総額のうち稲沢銀行への預け金は、大正末年までは約五〇%以上で貯蓄銀行法に規定された制限を遙かに超えている。貯蓄銀行法第一四條第一項によれば、「一銀行に対する預け金及其の銀行の引受けたる手形の買入高の総額は…十分の一を限度とし且該銀行の払込資本金及準備金の四分の一を超過することを得ず、但し総額の他に…掲ぐる有価証券を以て担保せられたる額については此の限りにあらず」となっている。従つてこの貯蓄銀行における有価証券の所有は投資というよりもむしろ稲沢銀行への預け金の超過額をうめ合すための供託担保であつたと思えるのである。ここに従来の貯蓄部と同様な機能をみるのである。

次いで稲沢銀行と産業組合との関係についてみよう。大正初期に始まる小作争議に対処して、中島郡役所は産業組合の設置運動に乗りだした。そしてこの運動を推進すべく大正五年に産業組合設立奨励規定を設け、奨励金及び補助金の交付をなした。⁽³⁾この呼びかけに応じて稲沢町においては、大正八年長野産業組合、翌九年治郎丸産業組合が生れた。なお組合設置の気運は町内各部落に充滿していた。いうまでもなく産業組合は、農民的小商品生産の發展と寄生地主制との矛盾が、不作に触発されて小作争議となり、従来の地主的秩序、換言すれば地縁的・血縁的な人的結合を弱め、逆に経済的な結合を

第15表 稲沢銀行と愛知貯蓄銀行との資金関係

	払込資本金 (A)	稲沢銀行への預け金 (B)	家族一Y家の預け金 (C)	$\frac{B+C}{A}$	貯金額 (D)	稲沢銀行への預け金 (E)	貯蓄銀行法14條の制限額を超過する金額	$\frac{E}{D}$
	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%
大正11年	125	41	28	55.2	562	433	377	77.0
14	125	55	28	66.4	2,210	1,067	937	48.5
昭和 3	125	41	25	52.8	2,028	583	430	28.3
5	125	41	25	52.8	2,069	445	277	21.5
9	125	39	24	50.4	2,250	406	?	18.0
11	125	0	37	29.6	2,710	398	?	14.7
15	125	0	34	27.2	8,029	1,104	?	13.7

註.『愛知貯蓄銀行事業成績書』より作成。

強めたことに即応して設立されたものである。つまり農民的小商品生産の發展にベースを合せながら流通機構の一端で上・中層農家を組合に結集し、これを藩屏とし、以て寄生地主制の脆弱化を喰い止めようとするにあつた。その限りにおいて産業組合は、稲沢銀行の寄生地主制への対応との同一性を持ち、しかもこの銀行が貸付対象の埒外に放置した中層農家をも抱き込みうる積極的な対応面をもつていたのである。しかし同時に稲沢銀行と組合とは、他人資本の蒐集をめぐる対抗的な側面をももっている。この矛盾は、寄生地主制を支えるという積極的な立場から次のごとく妥協的措置により解決された。一つには、稲沢銀行の支配下に置きうる組合を設立し、既存、新設の組合の独自の活動を牽制し、その下縁に繋ぎとめようとしたことである。これがために大正一〇年に稲沢銀行の取締役であるT・Gをして稲沢産業組合を設立せしめ、次いで取締役のM・T及び株主のK・Sをして一二年に石橋・小正両組合を設立せしめた。第一六表により両者の人的關係をみれば、六組合長はほぼ五町歩以上の土地所有者であり、かつまた設置部落の最も有力な地主であつたといわれるのであるが、このうち銀行株主四名、なおそのうち二名は取締役であつた。ここに両者の密接な人的關係がみられるのである。いま一つは、組合の余裕金をこの銀行に吸引するため高い預金利息を附したことである。日銀名古屋支店への報告書によれば、昭和二年八月一九日現在この銀行の一般定期貯金利息は、最高年七分であるが、産業組合よりの

第16表、稲沢町内産業組合と稲沢銀行との人的關係

	設立年月	組 合 長		
		氏 名	土地所有町	稲沢銀行との係
長野産業組合	大正 8年 5月	M・R	5.0	株主
治郎丸	9. 11	Y・K	5.0	
稲沢	10. 1	T・G	5.0	株主(取締役)
下津下町	10. 3	S・K	1.5	株主(取締役)
石橋	12. 2	M・T	5.0	
小正	12. 5	K・S	3.0	株主

註. 土地所有は大正15年現在でのききとりによる。

預け金利息には年七分二厘で二厘の特利を附して優遇している。当時、県信聯における産業組合預け金利息は、同報告書によれば一万円以下の定期が最高年六分四厘、一万円以上のものが年六分五厘となつてゐる。それ故稲沢銀行と県信聯との組合預け金利息の開きは七、八厘あつたことになる。ここに稲沢銀行は県信聯よりも有利に貯金蒐集が行ひえたといえる。

さてここで傘下の産業組合のうち治郎丸・石橋両産業組合をとり挙げ、稲沢銀行との資金關係をみよう（第一七表）。両組合における信用事業の特徴は、貯金に対する貸付金比率の低位、預け金比率の高位にみられるごとく、預け金利息と貯金利息との利鞘をかせぐいわば利鞘かせぎ組合であつたことである。借入金についてみれば、表示された金額は、極めて少く、またむらのある借入れであるが、これは期末の借入金残高であるためであ

第17表 稲沢銀行と石橋・治郎丸両産業組合の資金関係

	大正12年	昭和3年	8年	11年	15年	17年
	円	円	円	円	円	円
(イ) 石橋産業組合						
貯金 (A)	34,300	76,048	92,671	115,858	205,448	309,799
貸付金 (B)	2,590	4,591	7,401	15,501	7,171	7,859
B/A	7.6%	6.0%	7.9%	13.4%	3.4%	2.5%
借入金 (C)	2,512	5,962	11,200	1,500	2,700	2,000
内稲沢銀行 (D)	2,512	0	1,200	0	0	2,000
内県信聯 (E)	0	0	10,000	1,500	2,700	0
D/C	100%	0	10.7%	0	0	100%
預け金 (F)	48,917	76,091	75,018	86,900	149,477	234,937
内稲沢銀行 (G)	32,629	39,475	28,532	36,950	48,351	42,067
内県信聯 (H)	0	14,029	20,001	49,950	101,126	192,870
F/H	66.7%	51.9%	38.0%	42.5%	32.3%	17.9%
(ロ) 治郎丸産業組合						
貯金 (A)	60,706	82,318	83,333	96,909	139,230	350,767
貸付金 (B)	11,545	9,913	9,265	8,968	6,180	3,450
B/A	19.0%	12.0%	11.1%	9.3%	4.4%	1.0%
借入金 (C)	0	0	18,000	9,500	0	0
内稲沢銀行 (D)	0	0	11,000	0	0	0
内県信聯 (E)	0	0	7,000	0	0	0
D/C	0	0	61.1%	0	0	0
預け金 (F)	52,393	79,211	81,168	79,800	124,031	335,927
内稲沢銀行 (G)	41,552	58,416	34,126	48,100	64,808	150,977
内県信聯 (H)	0	3,701	20,842	31,703	59,223	184,950
F/H	79.3%	73.7%	42.0%	60.3%	52.3%	44.9%

註. 石橋及び治郎丸産業組合の事業成績書により作成。

る。実際には年間を通じて稲沢銀行よりの所要資金の借入れは、可成り多かつたようである。預け金は、稲沢銀行、県信聯及びその他の銀行になされる。預け金総額に対する稲沢銀行への預け金比率は、大正一二年において石橋六六・七%、治郎丸七九・三%の高い比率を示し、その後累年その比率を低めているとはいへ、昭和七年前後までは両組合とも五〇%以上を示している。以上、両者の資金の依存関係をみた。だがこのような関係は、単に稲沢町内だけのことでなく郡内の各産業組合についてもいえる。昭和九年の大蔵省への提出資料によれば、本店に五組合、支店に八組合、代理店に二組合が取引関係を結んでおり、しかもそれらの組合がいずれも五千円以上の預け金をもつ大口取引先であつたことを記していることから知りうる。先にこの銀行の他人資本の蒐集が、役員、支店長、代理店主の土地所有を楨杵に果されたのをみたが、ここに依然としてこの関係を保ちながらもなおその上、部落に根をすえ隣保共助の旗印の下に部落的規制を強めた産業組合の上に、愛知貯蓄銀行、稲沢銀行と積み上げられた地主的信用体系の有機的な連繋によつてそれを補充する新たな面をみることができろ。

稲沢銀行の三つの自衛措置は、いずれも地主的性格を持ち続けながらも近代性格を取入れ、以て経営の脆弱化を補うためのものであつた。しかし上述した自衛措置をもつてしては激化しつつある恐慌と農業危機の重奏を乗切ることは、けだし困難であつた。経営の維持は巨大財閥銀行への従属によつて始めて可能となるのである。

第二期における資本への対応をみよう。大正一四年に第一銀行の行員であつたGをY家の婿に迎え、この銀行の常務取締役となすことによつて親銀行を明治銀行から第一銀行に切換えた。第一銀行への従属は、明治銀行と同様に、恐慌時の救済資金の導入及び資金運用の直接的な依存と投資先企業の経営内容についての情報入手であり、これらは以前よりもより強いものであつた。というのは以前にも増して恐慌と農業危機が激しくなつており、その上貯金額の

増加に比して地元企業への貸付が危険であり、その結果として遊資をかかえたこの銀行が、必然的に大企業へ対応しなければならなくなつたからである。ここで第一銀行への従属の例を挙げよう。第一に、恐慌時の救済資金の導入についてである。明治銀行を親銀行としていた時には、いまだ経営の健全性を保持し、金融恐慌の影響を受けずにすんだこの銀行は、親銀行から或る程度の独自性をもちえた。しかし大正中期以降は、昭和期に入つてからは、二年の大金融恐慌、五年の大恐慌、七年の金融恐慌と相次ぐ恐慌によつて経営の独自性の放棄を余儀なくされ、第一銀行に實質的な支柱を求めねばならなくなつた。それは昭和七年一月愛知農商銀行を皮切りに明治・村瀬などの市中大銀行を襲つた金融恐慌の際に現われた。⁽⁵⁾この銀行は同年一月から五月迄に約七四万円の貯金の引出しにあつたが、第一銀行から五九万円の救済資金をえて辛うじて取付けをまぬがれたのである。第二に、預け金について前掲第一〇表をみると、昭和五年と九年には、コール・ローンと金銭信託を除けば第一銀行がそれぞれ三六・〇%、五一・四%を示し、大口預け先銀行として明治銀行に代位している。しかもこの預け金は、他の銀行へのそれとは違つて定期であることから明確に資金運用の直接的な依存であることを示している。第三に、経営情報の入手の例として、昭和二年川崎造船所が経営不振に陥つた時のことであるが、すでにその情報を事前に受け、貸付金を回収し殆ど損失を蒙らずに済んだのである。

第一銀行に支えられた稲沢銀行は、次のような安全かつ有利な資本への対応を示す。

第二期における資金運用は、預け金、手形割引、当座貸越の低位と貸付金及び有価証券の高位なかんすく有価証券の比重が高い。ここに第一期に対比さるべき特徴がある。すなわち投資地盤の狭隘な稲沢銀行が、恐慌の激化によつて脆弱な群小企業との關係を一層弱め、より安全な独占企業への投資の途を選ばざるをえなかつたがためである。ま

ず有価証券投資のうち資金運用比率の高い社債についてみれば、大正一四年には資金運用総額の五五・八%、昭和五年三四・九%、九年には三〇・八%となつてゐる。この社債投資にみられる特徴は次のごとくである（第一八表）。内地債への投資は、大正中期以降、特殊銀行債・紡績債の減少と鉄道・電燈・電力債の増加とが顕著にみられる。このことは、我が国資本主義の軽工業から重工業への発展を反映している。植民地債への投資は、大正一一年になつて初めてみられるが、なかでも満洲及び朝鮮のものが多く、ここにも稻沢銀行のこの面での新たな対応を看取しうるのである。植民地債への投資は、いうまでもなく我が国資本主義の構造的特質に根ざす早熟な独占資本の資本輸出に即応して、これをバックアップしつつ、自己の投資地盤の狭隘性をカバーするものであつた。次に貸付はどうであつたらうか。昭和四年三月末における貸付金総額二六五万三千余円のうち六四%に当る一六九万八千余円が、藤本ビルブローカー・日興証券・川崎造船所・樺太工業・美濃電気軌道KKなどの五社に偏重して貸付けられている。昭和六年一二月末現在には、貸付金総額二三四万三千余円のうち、日興証券・東武鉄道・日清精粉など一七の大口債権者に対し一〇四万三千余円弱また重役関係者に対し二七万七千円弱が貸付けられている。かかる大口債権の偏重は、大蔵省銀行局長よりの照会（昭和七年三月一五日付）に対する稻沢銀行の返答にもあるごとく、「営業区域が半商半農の地なれば好箇の投資物に乏しきため自然大口貸出に偏倚する」ことによるものであることは再三触れてきたことである。かくて資本への対応は巨大財閥銀行への従属によつて効果的に果された。そしてまたこの支えによつて寄生地主制への対応もなされたのである。

次に寄生地主制の脆弱化に伴い、稻沢銀行は如何なる対応を示し、如何なる機能を果たしたかをみよう。先述せるごとく、二町歩以上の上層農家と地主に対する貸付は、彼等の最も容易な土地担保に対してなされた。しかし小作爭議

地主的地方銀行の性格と機能

によつて寄生地主制の最高潮期を去つた當時にあつては、銀行は危険な土地担保に基く貸付を極力回避し、有価証券担保を要求するにいたつた（第七、九表参照）。ともあれ大正中期以降は、極端に個々の上層農家及び地主への貸付を回避し、「その他」に含められる地主的諸会社や産業組合などの地主的諸機関に振り向けられるにいたつたのである。このことは寄生地主制の危機に対応して設立された地主的諸機関への貸付を通じて、寄生地主制の凋落を間接的に補強し、なおかつ地主層の転身を擁護するためであつたと思われる。

地主的諸機関への対応の第一は、愛知産業KKについてみられる。この会社の設立の動機は次のごとくであつた。「大正七年米騒動以来、特に食糧問題は世の注意を惹起した。政府は国民経済調査会を組織し、主として食糧問題の調査研究をすることとなつた。一面又農村には小作争議頻発し、特に愛知県下の如きは其の弊最も著しく、我国農業経営上の一大革新を見るに非らざれば、農村の前途は転た寒心に堪えざるものがあり、それ故當時愛知県農会長堀尾茂助氏、農会幹事山崎延吉氏等は心機一転策を画く

別 所 有 社 債 内 訳

	植 民 地 債						
計、	高 洲	朝 鮮	台 灣	北 支	その他 (拓殖債)	計	
%	%	%	%	%	%	%	
0	0	0	0	0	0	0	
100	0	0	0	0	0	0	
100	0	0	0	0	0	0	
100	0	0	0	0	0	0	
100	0	0	0	0	0	0	
40.0	15.4	25.3	11.0	0	8.3	60.0	
86.5	8.2	0	0	0	5.3	13.5	
85.9	12.1	2.0	0	0	0	14.1	
66.2	20.0	11.0	0	0	2.8	33.8	
67.8	18.8	13.4	0	0	0	32.2	
60.9	20.3	7.0	0	6.6	5.2	39.1	

し、朝鮮に土地改良事業を興し、移民を図りて人口、食糧問題の解決に資せんとした⁽⁶⁾のである。要するに小作争議の脅威にさらされた地主層の軀身が同時に米騒動以後、いわゆる一般の危機の段階においてすでに確立をみた独占資本の低賃銀政策の一環として、急遽手をつけ始められた植民地産米増殖に結びつき押進められたのである。この会社の特徴は、出資者の構成についてみられる。すなわち、「県下地主諸君の御賛同を得て成立せしめたまき希望に有之、特に一般公募致さず⁽⁷⁾」という出資懇請書を県内の有力な地主に配付した。それ故「株主の殆ど全部は愛知県下の篤農家地主にして、其幹部は殆ど県農会の関係者⁽⁸⁾」で占められている。翌八年には、資本金一三〇万円を以て設立し、すでに日本政府の手によつて土地収奪の過程を終えた朝鮮江原道淮陽郡に機械農場と小作農場を設けた。両農場の土地面積は、朝鮮総督府から一反歩につき二〇円の安価で払下げを受けた耕地約二千町歩、山林約二千町歩、計四千町歩とかなつてゐる。更に両農場は、昭和八年までに朝鮮総督府から約四千町歩の無償払下げを受け、計八千町歩の土地を所有するにいたつたといわれている。中島郡の地主

地主的な地方銀行の性格と機能

第18表 内・外地債別職種

	内地債					
	特殊銀行債	造船・船舶	鉄道・運輸	電燈・電力	紡績	その他
	%	%	%	%	%	%
明治 34 年	0	0	0	0	0	0
38	17.8	49.2	33.0	0	0	0
42	41.8	40.3	0	0	17.9	0
大正 2	80.6	8.4	0	0	11.0	0
6	25.4	27.4	0	3.7	0	43.5
11	6.3	1.3	17.8	6.6	0	8.0
14	2.0	2.2	16.1	43.2	0	23.0
昭和 5	5.3	11.3	25.7	24.2	0	19.4
9	4.4	0	19.3	42.5	0	0
11	6.7	0	15.9	38.5	0	6.7
15	22.8	0	5.8	27.3	2.1	2.9

註、『稲沢銀行事業成績書』より作成。

のうちこの会社に出資した者は、Y・I始め一六名で、Y・I自身取締役就任して経営に當つた。その出資状態を愛知産業KK株主名簿によれば、昭和一八年二月末現在、Y家一族は、総株数二四、五〇〇株のうち二、八四二株で一・六%、稻沢銀行の株主を含めれば四、三五六株で一七・八%の多きにのぼつた。かかるY家一族を含めた稻沢銀行関係者の高い出資を背景に、稻沢銀行は設立より大正一五年にかけて一〇万円にのぼる資金を供給している。なおこの会社は、朝鮮総督府から設立より一〇年間に亘り年三万円の補助金を受けていたことを附記しておく。以上によつて明らかなごとく、稻沢銀行は地主資本の植民地朝鮮への転進を擁護し、以て内地に代る現物封建地代の直接的搾取の再現を援助したのである。ここに先述した植民地投資によつて、独占資本をバック・アップし高利潤の分け前を受ける対応の仕方と、地主農場の進出によつて齊らされる現物封建地代の分け前を受ける対応の仕方との二つが同時になされるところに、地主的的地方銀行の特質をみる事ができる。

第二の対応は、土地住宅会社についてみられる。小作争議に対処して稻沢町内の地主層は、大正一五年に稻沢土地住宅KK(資本金一三万七千円、土地一三町歩)と稻沢田園住宅KK(資本金不明、土地八町歩)とを土地出資の形をとつて設立した。設立の意義は次の二点にあつた。その一つは、従来の地主对小作の対抗関係を地主層の結集した会社对小作の対抗関係に切換え、以て地主の抵抗力を倍加させることにあつた。いま一つは、中京財閥傘下の名古屋鉄道と結託してこの地域へ鉄道誘致をなし、ここに名古屋市の郊外住宅地を建設して、地主を耕地地代取得者より建築地々代取得者に転身せしめることであつた。稻沢土地住宅KKの事業内容は、定款によれば左のごとくである。

第二条 当会社の営業目的は左の如し

一、土地建物の経営並に売買賃貸

二、交通及娛樂機關の施設並に倉庫、市場の建設

三、土地建物の仲立

四、一号乃至三号に附帯する事業

必要に応じ前項の事業を他と共同経営し、又は之に投資し、資金を融通し、保証をなし、若くは前項の事業を目的とする会社を設立するため其発起人になることを得

この計画をスムーズに実行に移すため、名鉄側から社長K・T、取締役A・H、会計課長T・S、地元からY・I、Y・G（婿）などを両社の役員に選出した。ところで稲沢銀行と両土地住宅会社とは如何なる関係にあつたであろうか。それはまずY家一族及び銀行関係者の土地出資が多くあつたこと、地主の抵抗力を強め寄生地主制の凋落を阻止し、以つて銀行自体の信用力の基礎を維持すること、更に鉄道誘致と住宅地建設に伴う倉庫、市場商店街の設置によつてこの銀行の狭隘な投資地盤に新たに市場を附加すること、以上三点が両者連関の要因であつた。稲沢銀行はこの会社の發展に大きな期待を寄せていたのであるが、名鉄側役員の相次ぐ死亡で鉄道誘致と住宅地建設計画は中途挫折するにいたつた。ただ残された両者の関係は、産業組合とは違つた貯金蒐集機関としての意味をもつことになつたのである。つまり両会社は鉄道誘致と住宅地建設の失敗後「賃借人に於て賃貸土地の明渡の必要ある場合には三ヶ月以前に之を予告し賃貸人は此の期間内に事の如何に拘わらず無条件にて明渡を為すものとす」という契約をなし、従来の小作人に土地を耕作させ、会社で収得された小作料の多くを稲沢銀行に預入れた。ここに最も鮮明に、小作料の資本への転化をみることができるのである。

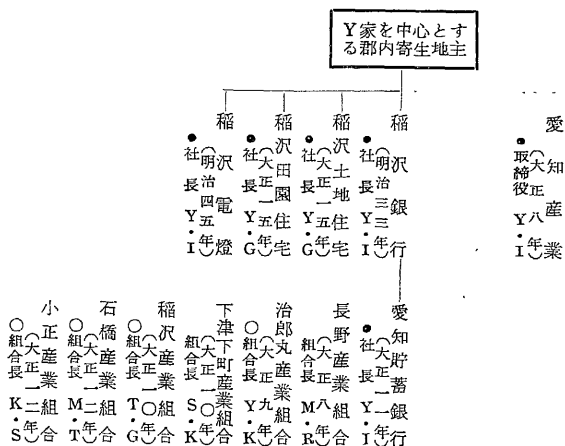
その他、先にも触れた産業組合や稲沢町の電力を一手に供給した稲沢電燈KKなどへの対応があるが、資料の制約

上、Y家を中心とする郡内地主層の支配会社、産業組合の一覧表を第二図に示し、これに替える。

以上、第二期における資本と地主制への対応についてみてきた。ここでは恐慌と農業危機との重奏下に巨大財閥銀行にその支社を求めながら資本への資金の輪租機能を果たし、同時に一方において寄生地主制の凋落を補強し、かつ地主層の転身を擁護すべく資金の還元機能をも同時に果たしたといえる。

涉沢財閥

中京財閥



二・二二、浜松同盟銀行（七・一二・二四）、静岡組合銀行（七・一二・二四）、堺同盟銀行（七・一二・二五）、岐阜組合銀行（七・一二・二六）、関門組合銀行・福岡県若松組合銀行・播磨同盟銀行（以上七・一二・三〇）、三重県同盟銀行・広島組合銀行（以上八・一・一）、福岡組合銀行（八・一・一〇）、江洲組合銀行（八・一・一五）、姫路同盟銀行（八・一・二〇）などがある。

これら地方における銀行同盟の果す機能は次のごとくであつた。「未だ交換所を設置するに到らざる地方においても銀行数の多数なる所は銀行の組合を組織し、預金利子、貸付割引歩合、集金制度等に関する件、手数料に関する件等を相互協定して、競争より来る幾多の悪弊を自ら排除する方策を探り、更に進んで取引上の流通円滑を計り、恐慌その他に際し相互助力を惜しまざるは人の良く知れる処なり」（榎並赴夫『本邦地方銀行論』一三八頁）。

(2) ヒルファーディング『金融資本論』林要訳、大月書店版、二八二頁。

(3) 中島郡々役所編『中島郡制史』一八四―五頁。

(4) 地方的地方銀行と産業組合との関係は、時代を遡れば遡るほど強固なものであつたと思われる。私がこゝでいう地方的信用体系とは、寄与地主制を基調とし、これを充実させ、或は補強するための一連の信用機関の結合を指している。産業組合と地方銀行との人間関係について、東畑教授は次の如く指摘されている。「組合員にして公称資本金五十万円以上の重役たるものの総数は、一、三五四名に達し、役員総数の一%余となる。今之等の役員が一組合に一人ずつしかいないとすると、全国組合中一、三五四組合（総数の一%弱）は五十万円以上の会社・銀行の重役たるものか、その役員たるものである。……斯くて全国組合の約一〇%は役員を通じて五十万円以上の会社や銀行と連絡あるべく殊に銀行との間には極めて密接なる信用取引関係が存在しうると断言出来る。……この関係を著しき府県について見るに次の如くである。

組合役員の経済的地位（昭和三十年末）

県名	組合数(A)	役員数(B)	役員中の 前述重役数(C)	$\frac{C}{A}$	$\frac{C}{B}$
山梨	二一三人	二、一一〇人	一五三人	七・一%	七・三%
長野	四七六	一、四五〇	八〇	一七	五・五
福岡	四二〇	四、二〇〇	一七〇	四〇	四・〇

地主的地方銀行の性格と機能

静岡 四六六 四、六三〇 一一二 二六 二・六
 香川 二二三 二、一〇七 四七 一一 二・二
 右表の示す如く若し前述の仮定の如く銀行会社の重役たる組合役員が一組合に一人ずつ分散されているとすれば、山梨県、福岡県では夫々実に七三%、四〇%の組合はかかる役員の下にありということが出来るのである」(『東畑精一』『協同組合と農業問題』二八六頁)。

なお産業組合と地方銀行との経済的結合関係を預け金比率についてのみみれば左記のごとくである。

産業組合の諸信用機関別預け金比率

	昭和六年	昭和八年	昭和一〇年
一組合平均	二四、三七一円	一八、七七六円	二一、八二一円
預け金	五四・一%	五七・二%	五七・九%
中金及び信連	四五・九%	四二・八%	四二・一%
その他(地方銀行)			

(昭和六年は井上晴九『日本協同組合論』一〇〇頁より、昭和八年及び一〇年は『産業組合要覧』による。)

右表の示すごとく、年を遡るに従い地方銀行への預け金比率は大となっている。

(5) 大沢吉五郎『愛知銀行四十六年史』、二七三頁。

(6) 吉地昌一編『我農生三十年農村行脚』、七九頁。

(7) 愛知産業KK創立趣旨書。

(8) 吉地昌一編『前掲書』七九頁。

(9) 「一九〇五年の露日戦争以後、朝鮮に対して決定的に植民地支配権を確立した日本帝国主義は、土地掠奪の為に量地課を設置し、また法令を制定する等、準備のととのつた基礎のもとに、一九一〇年三月いわゆる「土地調査局」を売国政府に設置させた。この時より日帝の本格的な土地掠奪が始まり、完全占領後、繼續して強行され、これを保護するために、一九一二年八月いわゆる土地調査令が発表された。しかし、これに対する朝鮮人民の反抗を予測したかれらは、一九一二年八月、いわゆる政務總監を中心とする高等土地調査委員会を組織して、朝鮮人民の反対と真正な要求をおさえつけ、野蠻な土地掠

奪を保証した。この土地掠奪事業は四次の計画変更を経て、一九一〇年三月より一九一八年十二月までの期限と二十四万六千田の予算とによつて強行され、期限前の一九一八年十月に完了した。……日帝はこの土地掠奪過程において、宮庄土・駅屯土・未開墾地・旧公田の大部分すなわち八、八〇一五、一三町歩をいわゆる「国有地」にし、その外軍用地・鉄道用地、または住所不明地その他、各種の名目をつけ夥しい土地を直接掠奪した。

掠奪した土地は、「東拓」「不二」「東山」「熊本」「片倉」等の日本人土地会社に払下げ、朝鮮人の搾取に利用した。……こうして日帝総督府が最大の地主となり、半封建的・半農奴的生産関係の基礎の上に日本帝國主義の植民地支配と搾取体制が樹立された。」（朝鮮歴史編纂委員会編『朝鮮民族解放闘争史』一七九—一八〇頁）。

（四）戦時体制下における性格と機能

第三期への橋渡しは、以前より更に激化した恐慌と農業危機との重奏のうちに準備された。ここでは経済的下部構造の推移を知りうる資料がないので、便宜的にこの銀行にあらわれた危機的諸現象を検討し、これが逆に経済的下部構造に如何なる影響を与えたかをみて行こう。

我が国信用制度を震撼させた昭和二年の金融恐慌は、地主的な地方銀行の存立を揺がす直接の契機をなした。政府はこの金融恐慌によつて今迄各銀行の自発性に委ねた銀行合同方針を国家的強制に切換え、信用制度の再編成⁽¹⁾を図つた。いうまでもなく昭和二年の新銀行法の施行こそ地方群小銀行の淘汰、大銀行中心主義、後の一県一行主義を明確に打ち出したものであつた。このことは従来地主的な地方銀行が果たした二つの機能、つまり独占資本への農村資金の輸租機能と寄生地主制を充実させ或はこれを補充させるための資金の還元機能との麻痺が顯著に現われた結果に他ならない。この稲沢銀行では、まず恐慌の深刻化に伴う貯金額の停滞と、自己資本に対する収益比率の減少とにあらわれ

ている。第一九表をみよ。設立以来累年増加傾向を辿つた貯金額は、大正一四年から横ばい状態に入る。愛知貯蓄銀行の場合も同様である（前掲第四表参照）。自己資本に対する収益比率は、設立以来大正六年まで増加傾向を辿り、一時大正九年の恐慌で減少をみるがまた一四年にかけて上昇し、昭和期に入り著しい低下を示す。すなわち昭和五年三・〇％、九年六・五％であり、最も収益比率の高かつた大正六年の八〇％に比すと正に隔世の感がある。この両事実、稲沢銀行の苦境をよくあらわしている。裏返していえば、地方銀行の利潤が巨大財閥銀行に蚕食されたことを意味するのであらう。

第二に、恐慌のしわよせが、売却債権の件数及び金額の増加にあらわれている。第二〇表をみよ。売却債権は大正一五年に始めてみられ、以後昭和八年にかけて漸増している。なかでも昭和七年には最も多く、その件数は九、金額は五万七千円にも及んでいる。売却債権の内容は、当地方の個人及び織物業・土木業者への貸付金と地方銀行の預け金で、なおまた先述した大口債権者のものもこの中に含まれている。

以上、稲沢銀行にあらわれた危機的現象は、一般的危機（その一環に

第19表 自己資本に対する収益比率及び貯金額の趨勢

	自己資本 総額 (A)	内 訳		貯金総額	純 収 益 (B)	自己資本 に対する 比率収益 (B/A)	%
		払込資本金	積立金				
	円	円	円	円	円		
明治 34 年	39,600	37,500	2,100	199,043	5,902	14.9	
38	51,600	37,500	14,100	305,406	14,451	35.7	
42	65,600	37,500	28,101	539,127	34,760	53.0	
大正 2	87,000	37,500	49,500	713,894	56,387	64.8	
6	111,000	37,500	73,500	1,389,475	88,842	80.0	
9	403,100	362,500	40,600	3,342,388	94,329	23.4	
14	583,800	362,500	221,300	5,263,109	252,808	43.3	
昭和 2	709,500	362,500	347,000	5,451,701	269,635	38.0	
5	1,017,500	362,500	655,000	6,129,012	30,369	3.0	
9	1,077,500	362,500	715,000	5,027,526	69,911	6.5	
11	1,117,500	362,500	755,000	6,021,862	89,831	8.0	
15	1,547,500	702,500	845,000	25,140,633	140,955	9.1	

註.『稲沢銀行事業成績書』により作成。

る農業危機をも含めて）のもとにより尖鋭化した恐慌によつて、受信面は、貯金の担い手たる地主を含む農家の経済的困窮を反映し、授信面では、郡内諸企業は勿論のこと、好箇の投資先である巨大企業の困窮をも反映するものであらう。

次に、地方銀行の相次ぐ破産が如何に寄生地主制に影響を与えたかをみよう。最もよき例として昭和七年に起きた金融恐慌についてみれば、次の二点があげられる。第一に、この銀行の出資者としてまた貯金者としての地主層の経済力を弱化したことである。それは同時に土地所有に根強く腰を据えつつも金利生活者の側面を強め最大限に資本主義の発展に沿おうとした彼等に甚大な打撃を与えたことを意味する。荻原町のH家の日記は、その影響について次のごとく語っている。「荻原、朝日、祖父江、この三村の預金村瀬と明治とで、損害は百万円位ならん。此内将来三割戻るとみても七〇万円の

損」(昭和七年三月七日記)、「朝日村のA・B・C一家は村瀬銀行に二五万円預け、西荻原D氏(A・B・C・Dはいずれも朝日村の有力な寄生地主……筆者)は一〇万円預け、祐久E氏(当時村長……筆者)も巨額、朝日村役場は積立金三万円

等、此村瀬銀行に預けたる人は何百人で、朝日村全体では村民丈で金七〇万円以上預けている」(同年三月四日記)。

この真偽の程はわからないが、とも角甚大な影響を与えたことは確かである。第二一表により稲沢銀行の大口担保株式及び社債の集中をみると次のことがいえる。すなわちこれら担保株式及び社債は、郡内地主層が、金利生活者の側

第20表 銷却債権の件数及び金額

	件数	金額	備	考
大正15年	1	452円	織物業 1	
昭和 4	4	2,977	織物業 1 2	個 人 1
5	2	869	織物業 1	個 人 1
6	4	8,689	織物業 1 2	ビール会社 1
7	9	57,000	織物業 1 4	土造 木 2 2
8	7	26,159	織物業 1 1	ビール会社 1 4

註、大蔵省監査の際の提出資料による。

面では利殖の手段として、また土地所有の側面では寄生地主制の凋落化を補強する手段として投資した地主的諸会社のものが多い。ここに地主層の経済力の弱の一示現としての担保集中とみることができる。当時長野県下のより遅れた地主銀行に土地担保の集中が起り、いわゆる銀行地主が出現した(2)ことと全く同様な根因に基くものであることに注意されたい。

第二に、個々の地主層についてはなく、寄生地主制の凋落を補強すべく確立をみた地主的信用体系の弱体化についてみよう。稲沢町内の産業組合は、先述せるごとく、稲沢銀行を主要な預け金先銀行としていたため、村瀬・明治両行の破産によつてそれ程大きな被害を受けることはなかつた。しかしそれでも、危険分散のため或る程度破産銀行に預け金をもつていた石橋産業組合は約二万円、治郎丸産業組合七千円、我々が先に調査した朝日村の玉野産業組合でも約一万円の焦付き金を生じた(3)。地方銀行の破産に対する組合の措置について、石橋産業組合の場合に例をとれば、左のごとくである。

村瀬銀行の破産に伴う整理案

- 一、二月二十九日現在の定期預金は総て該銀行の解決する迄払戻を受けざる事。其貯金を整理貯金として利率を三月一日以降の分に対しては、該契約の五厘以内を減率計算して利息の支払を受とる事。継続の分は現行率一五厘以内の事。
- 二、記念貯金は定期貯金に準ず、以降の払込は随意の事。繰上満期に至るとも該銀行預金の解決する迄は据置くこと、利子も定期預金に準ず。

第21表 大口担保株式及び社債(100口以上、昭和9年4月末現在)

株 式		社 債	
会 社 名	株数	会 社 名	社債数
稻 沢 電 燈	1,660	東 洋 紡 績	380
稲沢土地住宅	887	大 同 電 力	320
愛 知 産 業	665	東 邦 電 力	213
愛知貯蓄銀行	381		
稲沢田園住宅	277		
第 一 銀 行	110		

註。大蔵省監査の際の提出資料による。

三、年額貯金は満期に至り契約金額の若干割引に應ずる事。掛込金は従来通り払込む事。

四、当座貯金及び貯蓄貯金は従来の通りたる事、但し後日に至り該銀行預金の欠陥を生じたる場合は二月二十九日現在額に対し按分して損失を負担する事。

五、低利借入金者に対しては希望により定期貯金の払戻（各自年賦金額丈）を受け得るも第四項同様損失を生じた場合は損失額を負担する事。

六、定期貯金を担保とせる借入金は定期貯金の期日の借入金丈の支払を受けらる事、尚第五項同様損失額を負担する事。

七、村瀬銀行預金現在額金貳万貳百四拾壹円八拾五錢也の回収に関しては出来らる限り損失軽減に努力し、場合により若干の費用を投入することあるも右は理事に一任する事。

八、以上の如くにして経営持続せらるるも該銀行預金が損失なくして解決するときは前各項の差額は当該預金者に配付せらるるものとす。

このような対策は各組合によつて異なるであろう。しかし多くの組合が経営を維持するため、さし当り焦付け金に見合うだけの救済資金を、すでに火の手の廻つた稲沢銀行に求めうべくもなく中金或は県信聯に求めた点では一致していた。国家資金をバックにもつ中金及び県信聯のこの救済こそ諸組合を産組系統信用体系の一環に強固に結びつける直接の契機であつたと思われる。ともあれ地方銀行の破産は、寄生地主制の補強とは逆に、その脆弱化に拍車をかける結果を招いたのである。

以上のごとき状態を背景に、政府は一方における銀行合同政策と、他方における地主的信用体系に変わる産組系統信用体系の強化・拡充政策とを表裏一体的に押進めたものと思われる。同時にそれは戦争への地ならし作業でもあつた。ここで戦時下における政府の金融統制について少しく触れておこう。満洲事変、更に支那事変と引続く戦争の進

展は経済統制の強化を伴つた。金融統制もその一環としてなされたのであつた。まず三分半国債の消化のために、貯金利息を強制的にそれ以下に引下げるための金利調整が、昭和一三年から三次にわたつて行われた。それは同種信用機関のみならず異種信用機関（例えば産組系統信用と地方銀行）にも及んだ。この措置は、金融恐慌によつて結合がゆるめられた地主的信用体系を更に一層弱め、掘りくずすものであつた。いま稻沢銀行と石橋産業組合との関係を例にとつてみれば、昭和一三年より石橋産業組合の定期貯金利息は、年三分三厘、稻沢銀行及び県信聯の組合からの預け金利息は年三分五厘となつた。それ故従来県信聯よりも預け金利息が高く、組合の利鞘かせぎの性格に照応し有利な条件を持ちえた稻沢銀行は、この面での有利性が取り除かれ、そこにはただ両者の人的関係と取引上の地域的利便のみが残されることとなつた。しかしこの残された関係すらも政府の産組強化・拡充政策の強行の前に徐々に取り除かれていつた。それは政府の系統利用の促進によつてであつた。いまだ稻沢銀行への預け金の多かつた治郎丸産業組合に對して次のとき県当局の警告は、その一つの例である。「信用事業に於て系統利用不良と認められるに付極力利用増加に努むること」（昭和一四月九月二十九日付）。昭和一五年には、いまだ産業組合の自発性に委ねた系統利用の促進を、産業組合施行規則の改正によつて明文化し、一段の強化を加えた。改正条項の主要な部分を左に摘記しよう。

産業組合施行規則第一一条の四

信用組合又は信用組合連合会の事業上の余裕金の管理運用は左の方法に依るべし但し特別の事由に因り地方長官の承認を

受けた場合は此限りに在らず

一、現金の所有

二、郵便貯金法に依る貯金

三、国債証券の所有

四、道府県農会、信用組合連合会又は農林中金への貯金

五、銀行への預金又は信託会社への金銭信託

六、国債証券以外の有価証券の所有

前項第五号及第六号の方法に依り管理運用する金額の合計額は、地方長官の承認を受けたる場合を除くの外同項第四号の方法に依り管理運用する金額の二分の一を超ゆることを得ず此の場合に於ては貯金又は預金にして其払戻に付期限の定なきものは之を貯金又は預金より除外して計算す

産業組合施行規則の改正後、なお稻沢銀行への預ケ金比率の高かつた治郎丸産業組合は、「系統利用に付尙一層努むること。事業上の余裕金管理運用に關し産業組合施行規則第十一条の四第二項に違反するは遺憾なり。速かに信用組合聯合会絶対利用の方針を執り整理すること。」(昭和十六年九月二十四日付)という警告を県当局より受けている。かくて前掲第一七表に示したごとく、一六年まで五〇%以上の稻沢銀行への預ケ金を保つたこの組合は一七年には四四・九%になり、ここに始めて五〇%台を割るにいたつたのである。他面において先述した金利調整は産業組合のみならず、親銀行との關係にも影響を与えた。更にこの親銀行との關係は、一五年に施行された銀行等資金運用令に基く資金運用の国家的規制によつて一層稀薄化されるにいたつた。かかる金融統制下に、地主・商人・高利資本と農家の貨幣とを底流に、産業組合 愛知貯蓄銀行↓稻沢銀行、または産業組合↓稻沢銀行へと積み上げられた地主的信用体系と、なおその上に積上げられた第一銀行との一連の信用体系が分断される。ここにおいて、稻沢銀行は、その性格と資本と寄生地主制への対応の変化を余儀なくされるのである。

この変化は、地主的性格を一層弱めつつ、大銀行への合併の前提としての近代性を附加し、国家的信用機關への従

属を深めることによつて直接に独占資本の戦争政策に奉仕し、同時に地主制の維持・補強を産業組合に委ね、自らは専ら寄生地主層の転身を擁護するにいたつたのである。

第三期 この銀行の資本と寄生地主制への対応を具体的に検討する前に、銀行自体の自衛措置についてみておこう。それは次の二点、すなわち地主的な地方銀行の吸収と都市への支店開設とが挙げられる。地主的な地方銀行の合併は、まず昭和二年の金融恐慌と五年の恐慌によつて経営が困難となつた丹羽郡岩倉町に本拠をもつ岩倉銀行（当時資本金五〇万円、頭取松沢清九郎——土地所有五五・九町歩——大正一三年現在豊林省『五〇町歩以上地主の調査』を五年に合併した。次いで一二年には丹羽郡千秋村の千秋銀行（当時資本金五〇万円）、西春日井郡清洲町の清洲銀行（当時資本金五〇万円）を合併した。そしてこれら合併銀行の本店を支店に格下げし、支店をそのまま存続させた。そして頭取を取締役に支店長をそのまま居据わらせ、以前からもつこれら銀行の信用力を継承した。支店、派出所及び代理店数の増減を第二表によりみれば、昭和一五年には、支店一六、派出所七、代理店四、このうち中島郡外のはそれぞれ一、三、〇を数えた。しかしこのような地方銀行の間の吸収合併は、決して英国でみられた地方の多数の弱小銀行が少数の有力な株式銀行へ集中して地方的大銀行を形成し、それが大都市へ進出する⁽⁴⁾というのではなく、大蔵省と日銀との懲罰による、いわば一県一行主義への接近のための前提として行われたもの

第22表 支店・派出所・代理店数の増減状態

		支店		派出所		代理店	
		郡内	郡外	郡内	郡外	郡内	郡外
明治	34年	1	0	0	0	20	0
	38	1	0	0	0	20	0
	42	3	0	0	0	?	?
	2	3	0	0	0	?	?
	6	3	0	0	0	5	0
大正	9	3	0	0	0	5	0
	14	4	0	2	0	5	0
	50 ^①	4	2	2	3	5	3
昭和	9	4	2	3	4	4	1
	11	4	3	3	3	4	1
	13 ^②	5	8	4	4	4	0
	15	5	11	4	3		0

註。『稻沢銀行事業成績書』による。

①は岩倉銀行との合併に伴い支店2、派出所4、代理店3を増加す。②は千秋銀行及び清洲銀行を昭和12年に合併し、支店4派出所1を増加す。

であつた。いうまでもなくこのことは、我が国資本主義がいまだその上向期にあるならばとも角、すでに「資本主義の対立の激化の最高段階」たる国家独占資本主義の段階では、地主的な地方銀行は勿論その条件を持ちえないからである。

都市への支店開設は、昭和十三年三月初めて名古屋に支店を設け、更に一四年一月に一宮市に代理店を設け、翌一五年にはこれを支店に昇格させた。かくて寄生地主制を基調とした地主的性格の弱さを郡外、なかならず都市への発展によつて補い、以て脆弱化した経営を維持せんとしたのである。しかしきつい金融統制の枠内での自衛措置である限りそれはあまり期待しえなかつた。

資本への対応は、戦時金融統制の下においては、ただ戦争政策への奉仕によつてのみ経営を保証されたのである。稲沢銀行の戦争政策への貢献は次の二点にみられる。第一は国債投資である。

地主的な地方銀行の性格と機能

第23表 稲沢銀行及び愛知貯蓄銀行における種類別有価証券
(株式を除く)の政府、公共団体保証債比率

			総 額	国 債	地方債	外国債	社 債
			千円	千円	千円	千円	千円
稲 沢 銀 行	昭和13年	総額(A)	6,614	3,370	529	159	2,556
		内政府・公共団体保証(B)	4,158	3,370	529	159	100
		B/A	62.9%	100%	100%	100%	3.9%
	15年	総額(A)	15,906	7,170	575	1,274	6,887
		内政府・公共団体保証(B)	11,675	7,170	575	1,040	2,890
		B/A	73.4%	100%	100%	81.6%	42.0%
	17年	総額(A)	25,091	15,218	512	1,240	8,121
		内政府・公共団体保証(B)	21,330	15,218	512	1,040	4,560
		B/A	85.0%	100%	100%	83.9%	56.1%
愛 知 貯 蓄 銀 行	昭和13年	総額(A)	3,089	1,391	305	100	1,293
		内政府・公共団体保証(B)	1,796	1,391	305	100	0
		B/A	58.1%	100%	100%	100%	0
	15年	総額(A)	6,525	3,032	484	360	2,649
		内政府・公共団体保証(B)	4,561	3,032	484	360	685
		B/A	69.9%	100%	100%	100%	25.9%
	17年	総額(A)	13,362	9,453	447	460	3,003
		内政府・公共団体保証(B)	11,395	9,453	447	460	1,035
		B/A	85.3%	100%	100%	100%	34.5%

註. 稲沢銀行及び愛知貯蓄銀行事業成績書より作成。

前掲第六表によれば、公債は昭和九年には資金運用総額の二八・九％を占めていたが、一一年五一・九％、一五年三三・一％と低くなつたといへ三割以上を占めている。第二は、社債ななく政府保証社債投資である。政府保証社債は、北支開発債・日本発送電債・興業債などのいわば国策会社のものである。社債は資金運用総額のうち昭和九年三〇・八％、一一年二一・三％、一五年二五・二％で、国債に次いで多い。このうち政府保証社債比率は、第二三表によれば、昭和一三年三・九％、一五年四二・〇％、一七年五六・一％と累年比重を高めている。いま株式を除く有価証券総額のうち政府（外国政府も含む）及び地方公共団体の保証債比率をみると、それぞれ六二・九％、七三・四％、八五・〇％となつてゐる。愛知貯蓄銀行についてみてもそれぞれ五八・一％、六九・九％、八五・三％とこれまた極めて比重が高い。かくてこの期の資本への対応は、国債への投資によつて直接的にか或は政府保証社債投資を通じて間接的に、独占資本の戦争政策の遂行に奉仕したのである。戦時金融統制の枠にきびしくはめられながら直接貸付及び当座貸越とがある。それは次の地主制への対応に関連する問題なのでここでは触れないことにする。

次に寄生地主制への対応をみよう。寄生地主制への対応とはいえずでこれを支える一つの拠点としての機能を産業組合に委ねた稲沢銀行は、ただ次のごとき寄生地主層の転身を擁護したにとどまる。それは稲沢町における工場誘致運動の中にみられる。先に寄生地主制の凋落化に対処して設立をみた稲沢土地住宅及び稲沢田園住宅会社が、名古屋市郊外住宅地建設に乗出し、失敗したのをみた。ところで昭和四年に両会社の所属地をも含めた地域に稲沢耕地整理組合（地積田四五町九反、畑三三町五反、宅地三町歩）を設け、Y・Iを組合長にして耕地整理を行つた。この耕地整理事業は、大正中期以前のそれとは異り、耕地整理が終り換地処分がなされるまでに耕地を宅地化し、ここに工場誘致を行い、地主をして耕地々代取得者から建築地々代取得者たらしめ、かつまた稲沢銀行の投資地盤を開拓せんとする

ものであつた。耕地整理は一二年四月、換地処分は一四年一月に終るが、その前に組合長は予め町議会に働きかけ工場誘致を決議させている。この工場誘致に伴う資本家と地主との地代をあぐつての対抗は、町財政の負担——町税免除——によつて解決された。いまその一例として、稲沢町と森林紡績KK及び稲沢耕地整理組合との契約内容をみれば左記のごとくである。

(その一) 稲沢町対森林紡績

今般新紡績会社の設立を機として産業助成、地方興隆の企画の元に其工場敷地を中島郡稲沢町と指定し協定を為すこと左の如し

森林兵衛、森林右エ門、森清次、森四郎

以上を新紡績会社設立發起人総代とし以下之を甲と称す

稲沢町長、H・S 稲沢耕地整理組合長、Y・I

以上を地元責任者とし以下之を乙と称す。

乙は新紡績会社設立に当り其の場所を甲の指定する地点に設けることを約し、乙は其の指定の土地を供給するものとし左の契約を締結す。

第一条 提供土地の総面積は貳万坪以上とす

第二条 土地の受渡は埋立、地均等乙の費用を以て為したる別紙覚書の条件を具備したるものを以て為すものとす

第三条 地代金は坪当たり金貳円也とし登記完了と同時に全額を一時に甲より乙に支払うものとす

第四条 地代金の算出方法は指定の耕地整理組合仮交付地域に属するを以て其の実測坪数に依り算出するものとし素地面積には関係無きものとす

地主的な地方銀行の性格と機能

第五条 指定地周囲の溝渠及道路に要する敷地は将来公有となるべきものなるを以て地代金は乙の支弁となすべきものとす

第六条 公課の内町税に属すべき賦課金は昭和十一年四月より起算し満五年間乙に於て負担し甲を助成するものとす但不動産取得税は甲の負担とす

第七条 乙は地域内電力供給に付て特殊の便宜を有するを以て甲の必要とする電力及料金に付ては最大限度の便宜と援助をなすものとす

第八条 乙は町会又は耕地整理組合関係並に地元関係等に対する個別の接衝は一切の責任を以て弁理し本契約履行上に付て聊も甲に迷惑を及ぼさざるものとす

第九条 甲は職工及使用人の雇入れ又は町に於て産する農産物の利用等土地の繁榮授職に關しては最善の便宜を図るものとす

第十条 甲は本社を稲沢地区に置くものとす

第十一条 土地の受渡登記に關する費用は甲の負担とす

第十二条 甲は昭和十一年二月一日迄に工事に着手するものとす

第十三条 本契約証式通を作成し甲乙各責任者署名捺印し本証堂違宛を所有するものとす

昭和十年八月十六日

(その二) 稲沢町対稲沢耕地整理組合

今設稲沢町に森林紡績KK設立に付き其敷地に關し稲沢町長H・S稲沢耕地整理組合長Y・Iと契約すること左の如し

第一条 昭和十年八月十六日付森林紡績対稲沢町長と契約したる会社設立に關する別紙契約書及覚書写中左記事項を除くの外稲沢耕地整理組合に於て全責任を負うものとす

(一) 第六条 町税免除に關する件

(二) 第九条 使用人及農産物利用に關する件

(目)第十四条 本社設立場所の件

第二条 稲沢町は稲沢耕地整理組合に対して宅坪当り金壹円五十銭也を補償するものとす。但補償金の合計額は金参万円以内とす

第三条 本契約は会社又は耕金整理組合に於て解約したる場合は稲沢町より補償したる総金額及是が借入金利息を耕地整理組合より稲沢町へ支払うものとす

昭和十年八月十七日

工場誘致運動の一般化に伴い一一年七月に町議会に於て工場助成金交付規定を決議した。

議案第四三号

工場助成金交付規定を左記の通り判定するものとす

昭和十一年七月十七日

左記

中島郡稲沢町長 I・K

第一条 本町に於て誘致したる工場に対し産業奨励の趣旨に依り工場対町役場との契約に基き助成金を交付するものとす
附則

本規定は公布の日より施行する。但森林工場と栗原工場に適用す

かくて町当局が諸特権を附与しつつ工場誘致の推進を図つたが、そこにはいま一つの残された問題があつた。すなわちそれは工場誘致に伴う耕地の取上げをめぐる地主と小作の対抗についてである。町当局は、これに絡む小作争議を恐れ、町会議員であり、かつ稲沢耕地整理組合主任書記、稲沢土地住宅及び稲沢田園住宅会社の監査役であつたK・Hをして小作人との個別接衝の任に当らせた。その時の餌は、町当局から出された坪一円五〇銭の離作料とY

地主的な地方銀行の性格と機能

・Iの購入した金とであつたといわれている。その結果、稲沢耕地整理組合と昭和四年に設立した小正土地KKの地域に五つの比較的大きな工場の誘致に成功した。⁽⁵⁾一〇年には森林紡績(資本金不明)、一一年には栗原毛織(一〇〇万円)、一三年には特殊軽合金(七六〇万円)、一四年には日商KK(五〇〇万円)翌一五年には桜井製鋼所(五〇〇万円)などである。(補註) 森林紡績は三鷹航空、栗原毛織は大同毛織、日商KKは中央毛織と後に改称している。

稲沢銀行はこれらの諸会社との取引関係を結ぶにいたつた。

以上、第三期における資本と寄生地主制への対応についてみてきた。ここでは、政府の金融統制にきびしく枠をはめられ、その枠内で次第に都市銀行の装をなし、一方に於ては戦争遂行の機能を果し、同時に他方においては、地主層の転身を擁護しつつ自己の投資地盤を確保した。しかしかかる銀行の近代性の附加は、一県一行主義の前提のためのものでしかなかつた。

昭和一八年には政府の強圧の下に、稲沢銀行と愛知貯蓄銀行との合併が余儀なくされ、次いで二〇年には大蔵省と日銀との懇懇により東海銀行に合併されるにいたつたのである。

(註(一)) わが国における銀行合同は、次の四期に分けることができる。すなわち第一期は、銀行合併法の公布をみた明治二九年から歐洲大戦の直前の大正二年まで、第二期は、大正三年から八年までの歐洲大戦の時期、第三期は、大正九年から昭和七年まで、第四期は昭和八年以降終戦までである。

第一期における銀行合同は、いまだ産業資本が極めて微弱で、これに対する普通銀行の金融力も弱く、貸付資本機能は主に勸銀・興銀・農工銀などの特殊銀行に負うところが多かつた。それ故政府の銀行合同はそれ程強いものではなかつた。この期の合同は、明治三四、五年の金融恐慌による零細銀行の解散・破産・廃業などが多かつた。第二期における銀行合同は、時あたかも大正三年八月に勃発した歐洲大戦によつて異常な産業資本の集積・集中が行われた。換言すればわが国における独占資本の形成期に照応している。ここに政府の銀行合同政策は大銀行中心主義として打ち出された。第三期における銀行

合同は大正九年三月に始まる大恐慌、一一年末關西地方を蔽うた金融恐慌、一二年九月の關東大震災による銀行界の混亂、次いで昭和二年三、四月の金融恐慌の時であり、この期は一般的危機下に尖鋭化された恐慌によつて経営の困難となつた小銀行の強制的な整理の時であつた。新銀行法の發布がその具体的な着手であつた。必要条文を摘記すればつぎのごとくである。「第二条 銀行業は資本金百万円以上の株式会社に非ざればこれを営むことを得ず、但し勅令を以て指令する地域（東京及び大阪……筆者）に本店又は支店を有する銀行の資本金は二百万円を下ることを得ず」「第四一条……命令を以て定むる人口一万余の地に本法施行の際現に本店を有する銀行に付ては第三条第一項本文の規定を通用せず、但資本金は本法施行後五年間に五〇万円以上と爲すことを要す」第四期における銀行合同は、滿洲事変以降の戰時体制への準備期及び戰時体制期に照應し、互大財閥銀行の制衡に対する政府の統制的合同といえる。

(2) 東畑精一「日本農業の回顧と展望」（富民協會『日本農業年鑑』昭和一二年）二四頁。

(3) 高橋伊一郎、白川清共編『農地改革と地主制』參照（農業綜合研究所近刊予定）。

(4) K. Mackenzin, *The Banking Systems of Great Britain, France, Germany, and The United States*, 1952. pp.20~21

(5) 小正土地KK及び稻沢田圃土地KK（稻沢土地住宅KKと稻沢田圃住宅KKが昭和一二年四月に合併し改稱したもの）は農地改革にもあまり打撃をうけず現在なお存続しており、有利な土地売却或は現物出資地主への土地返還を行っていることを附記しておく。これら土地会社の土地が農地法の適用をまねがれた理由は、（次の稻沢田圃土地KK）陳情書が村の農地委員会（當時の農地委員長は稻沢田圃土地KKの監督役であつた關係上）及び県の農地委員会によりそのまま承認されたことによる。

農地法に関する陳情書（昭和二十一年一〇月一五日）

稻沢田圃土地KK社長 Y・G

愛知県知事 K・M殿

当会社は大正十五年四月設立し定款の規定り農地並に住宅経営を目的として現存今に到つてゐるもので所有土地は畑約三町歩田約七町歩宅地一町歩合計十一町歩を経営しており、畑地においては將來宅地とするを目的として通路計画も完備しており、点々として住宅も建設され通称文化村と呼称せられおる土地で水田部においても通路網も施設されておる次第にて今回自作農創設の機に際し会社経営上左二項に關し篤と御諒承の上適當な御指示に預り度此段陳情いたします。

地的地方銀行の性格と機能

一、畑地全部及幹線通路付土地を自作農創設の対象より除外され度

理由 当会社所有畑地は凡て前陳の通り住宅経営を用途として通路施設、側溝工事、街路樹等整備をなし完全なる宅地成りとしたるも戦時中であつた為建築延引しおる次第なるも現今の住宅難緩和のためにも稻沢町として斯る宅地予定地を保有することは尤も必要なこと考へるに付自作農対象地より除外せられ度

二、水田に関しては会社は適當なる減資の方法による平等なる林の分配を行い而して自作農創設の線に添ひ度により減資に依る土地所有権移転を認められ度

理由 当会社は設立当初現物出資（土地）により出来たものであつて、会社自体として自作地に譲渡の処分を為すは設立当初の趣旨に反するは勿論耕作者と不作耕作者との間において非常な不公平の処置となるから会社は減資の方法により、株主に一旦土地を還元し終る後株主は各個人の立場において自作農創設の趣旨に添わんとするもので此の方法が一番妥當で且つ公平な処置と考ふる次第である

三、結 語

以上、不完全な形で稲沢銀行の実態をみ、そこでの資本と地主的土地所有の相互連関、つまり共棲關係についての史的考察をなした。かつて抽象的に論じられた資本と地主的土地所有の共棲關係は、実はその内容において除々に変化してきていること、そして何らかの形で保持されているということが、この小論でえたさやかな結論である。しかしこの研究が地主的的地方銀行の一事例たるに過ぎぬものであり、従つてまたこの銀行の特殊性を考慮に入れば、なお更すべての場合に敷衍しうるものでないことはいふまでもない。ここにこの種の研究の残された課題があると思ふのである。